

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（泊3号炉）  
（544）

2. 日時：令和5年6月26日 14時30分～15時45分  
15時55分～18時25分

3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室（一部TV会議システムを利用）

4. 出席者：（※ TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

忠内安全規制調整官、天野安全管理調査官、江崎企画調査官、  
宮本上席安全審査官、藤原主任安全審査官、伊藤安全審査官、  
小野安全審査官、平本安全審査専門職、谷口技術参与、中房技術参与、  
三浦技術参与、山浦技術参与

技術基盤グループ 地震・津波研究部門

大橋副主任技術研究調査官、石田技術参与※

北海道電力株式会社：

原子力事業統括部 部長（審査・運営管理担当）、他17名

原子力事業統括部 原子力安全推進グループ（担当課長）※、他1名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

- （1）泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）第4条 地震による損傷の防止（DB04 r. 3. 22）
- （2）泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）比較表 第4条 地震による損傷の防止（DB04-9 r. 3. 6）
- （3）泊発電所3号炉 耐津波設計方針について（津波防護対策に係る指摘事項回答）
- （4）泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）第5条 津波による損傷の防止（DB05 r. 3. 24）
- （5）泊発電所3号炉 審査会合における指摘事項に対する回答一覧表（第5条 津波による損傷の防止（耐津波設計方針））
- （6）泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト（第5条 津波による損傷の防止（耐津波設計方針））
- （7）泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 第5条

津波による損傷の防止（耐津波設計方針）

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	はい、規制庁のです。それでは四条の動的機能維持と燃料被覆管のヒアリングを開始したいと思います。それでは説明をお願いします。
0:00:11	はい北海道電力今村です。本日機電耐震側の説明をさせていただきます。まず動的機能維持の説明をさせていただいて一旦そこで説明区切って区切らせていただいてコメントをいただいてから、
0:00:24	この後燃料被覆管のご説明をさせていただきたいと考えてございます。それでは動的機能維持について市川の方から説明させていただきます。
0:00:33	北海道電力の市川です。別添 2、別紙 4 の動的機能維持評価の検討方針についてご説明させていただきます。
0:00:42	まず初めに、資料の説明ですが、資料番号 2-1 がまとめ資料本部資料番号 2-2 が、比較表となっております。また、別添 2 と別紙 4 の位置付けについて説明します。
0:00:55	別添 2 は、設置許可段階で説明が必要な、説明が必要な方針だと考えております。
0:01:02	次に別紙 4 は、設置許可段階でのご説明は必須ではないものの、
0:01:07	工認段階での評価の見通しを示すものとして、当社が必要と考える資料という位置付けです。
0:01:15	次に、動的機能維持評価の検討方針についてご説明させていただきます。資料番号 2-2 の比較表。
0:01:22	通し番号 2 ページをお願いします。
0:01:29	通し番号 2 ページの 1 ポツ、説明概要を用いて説明させていただきます。
0:01:36	本日はご説明する内容は、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の
0:01:44	解釈等における動的機能維持ホ動的機能保持に関する評価に関わる一部改正を踏まえた、動的機能維持評価の検討方針についてご説明いたします。
0:01:56	次に、比較表の通し番号 8 ページ。
0:01:59	お願いします。
0:02:08	比較表通し番号 8 ページの第 3-1 図。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:12	動的機能維持評価の検討フローをご覧ください。動的機能維持評価の検討方針は、第3-1図に示す通りであり、女川2号炉及び島根2号炉との相違はございません。
0:02:24	先ほどの比較表2ページに戻ってください。
0:02:32	次に、1ポツの弁の動的機能維持について説明いたします。
0:02:38	弁の動的機能維持評価にあたっては配管の地震ゴトウの影響を考慮し、一定の裕度を見込んだ評価の自主評価を実施する方針とします。
0:02:48	次に、女川2号炉及び試運島根2号炉の主な相違点についてご説明させていただきます。2ポツ目をご覧ください。
0:02:57	2ポツ目の(2)から説明させていただきます。まず、①、新たな検討が必要となる設備の抽出結果の相違としては、泊3号炉では、新たな検討が必要な設備、
0:03:10	そして、屋敷ポンプであるディーゼル発電機年溶融移送ポンプを抽出していますが、
0:03:16	これは女川2号炉及び島根2号炉と同様の検討方針であり、タイトクイ及び電共研での検討を参考に評価を実施する方針です。
0:03:27	なお、ケア式ポンプの検討については東海第2及び、
0:03:31	先行PWR電力のバックフィットコウニントウで審査実績がございます。
0:03:37	次に、②の詳細検討が必要となる設備の抽出結果の説明ですが、
0:03:43	泊3号炉では、詳細検討が必要となる設備は抽出されていませんが、今後抽出された場合は、女川2号炉及び島根2号炉と同様に、基本評価項目に対して必要な評価項目を選定し、
0:03:58	その妥当性を示す方針です。
0:04:01	次に、③の加振試験が必要となる設備の抽出結果の相違としては、泊3号炉では、代替非常用発電機が抽出されていますが、女川2号炉シバ2号炉と同様に、
0:04:12	移動要因分析や基本評価項目の抽出が困難な設備を抽出して加振試験で確認する方針です。
0:04:20	最後に、その次の(3)その他の相違について説明させていただきます。泊3号炉では、比較表の通し番号4ページ、
0:04:29	別添2における第3-1図、動的機能維持評価の評価手順のフロー図が女川にゴールと相違していますが、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:38	約 461 の規格適用範囲外も含めた、動的機能維持評価の評価手法がわかるように、記載内容を充実させたものです。
0:04:47	ひょ検討方針そのものに相違はございません。
0:04:51	なお、比較表の通し番号 8。
0:04:53	の第 3-1 図に示す通り、
0:04:56	女川 2 号炉でも、泊 3 号炉、同様のフロー図となっております。
0:05:01	以上で動的機能維持評価のご説明を終わらせていただきます。
0:05:07	はい。規制庁の尾野です。説明ありがとうございましたそれでは質疑に入りたいと思いますちょっと私から最初に 2 点確認させていただきたくて、2 ページのところで、
0:05:18	先行との差異でご説明いただいた内容なんですけれども、2 ポツの、
0:05:28	どこだっけな。
0:05:38	(2) だけ詳細せん詳細評価が必要なものはございませんっていうのがあって、
0:05:44	それって、
0:05:46	あれなんですかね。他のプラントと比べて、まとめり評価設備がなかったっていうのは、
0:05:54	あれですかね、もうもともと、
0:05:56	余裕がある設計としてたから今回 SSD 加速度上がっても全然大丈夫ですっていうことを、があったのでその対象設備が今回出てこなかったってことですか。
0:06:11	北海道電力の市川です。ご指摘の通り現段階だと、詳細検討が必要となる設備は、その裕度があるから抽出されないというそういう、
0:06:21	ことになります。以上です。
0:06:24	規制庁の S わかりました。あと、ごめんなさい 2 ページのところで、
0:06:29	2 ポツの (2) の③なんですけど、
0:06:34	泊は大体非常用発電機が出てきてますこれってあれでしたっけあの車のやつでしたっけ、それって、
0:06:43	PWR だと似たようなやつは、加振試験していても同じような方針でやっていくっていうことですよ。
0:06:51	北海道電力の市川です。ご指摘の通り、その更新です。わかりました。とりあえず私からは以上です。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:05	規制庁の山浦です。
0:07:09	2 ペイジーのところなんですけども、
0:07:14	他の検討でも言ってるんですけども、
0:07:18	小野川と島根と相違ないと言ってもやっぱりPWRとどうかというのはいちよっ書い書いていたきたいんですが、それでよろしいでしょうか。
0:07:28	はい。北海道電力今村です。
0:07:30	Pとの相違について記載させていただきますただPWRは
0:07:36	設置許可、講義終わった段階でのバックフィットでご説明している内容ですのでもとめ資料という形で資料化されてないというものがございますので、
0:07:47	ので、差異としてはご説明できるんですけどもまとめ資料はあるとかといったことがなかなか難しいかなというふうに考えてございます。ただ
0:07:57	涌井とでく審査会合等で説明している内容でございますので、その中の抜粋等
0:08:03	どこかで記載できるかと、については検討させていただきたいと考えてございます。はい、了解いたしました。
0:08:10	内容的にどうどうかということを知りたいということですので、先行のPはここまで資料作ってないので、それを理解してます。はい。
0:08:22	7 ペイジー、D。
0:08:28	表現だけなんですけども下から、
0:08:32	4 行目ぐらい、4 行目 5 行目ぐらいのところなんですけども、
0:08:37	詳細検討の具体的な
0:08:41	手順が定められているため詳細検討。
0:08:46	詳細評価法検討の対象外とするというふうに書いてて、
0:08:51	詳細検討が、
0:08:53	定められてるけど、対象外とするっていうのがちょっと文章的に、
0:08:57	ちょっとわかりにくいので下の方で、
0:09:00	本資料における詳細検討、詳細評価法検討の対象外とすると。
0:09:07	したらどうかなと思うんですがいかがでしょうか。
0:09:12	はい北海道電力今村です。
0:09:14	伴講師、戸次の通りかと思えます。記載の内容について

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:23	検討させていただきたいと思います。
0:09:26	はい、了解いたしました。
0:09:37	9 ペイジーなんですけども、
0:09:41	9 ページの
0:09:44	第 3-1 表のタイトルが、新たな検討または詳細検討が必要な設備の抽出結果ということになってて、
0:09:55	上から、①②③とかC試験が必要な設備というところまであるんですけど、
0:10:02	それで、
0:10:08	それで
0:10:10	結局、
0:10:11	第 3.1 表には、
0:10:14	11、11 ページにあるように、
0:10:19	貸し、
0:10:21	貸し試験が必要なものも載ってるので、
0:10:25	ちょっとタイトルとしては、加振試験も入れた方がいいのかなと思うんですが、いかがでしょうか。
0:10:34	はい北海道電力今村です。
0:10:37	ご指摘はいは一緒です他の文章との整合等ございますので記載については、
0:10:45	当監視試験が必要な設備まで含めて入れるかどうか検討させていただきたいと思います。
0:10:51	はい、了解しました。
0:10:58	それから、14 ページなんですけども、
0:11:04	横形ギア式ポンプのことは、
0:11:08	演習式ポンプというふうに、
0:11:11	4 アノの一部というふうに、
0:11:14	地アノ横形ポンプっていうのが、遠州紙器ポンプというふうに全部書かれてるんですけども、先行も大体、
0:11:23	そのようなイメージなんですけども、
0:11:26	うん。
0:11:29	例えば 14 ページ G の下から、
0:11:36	5 行目ぐらいのところそこ、そのためギア式ポンプについては A C 式ポンプを参考として云々というふうになってて、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:45	下の表が、
0:11:47	横形ポンププー。
0:11:49	参考とする機種型式や横形ポンプ、括弧単段遠心式って書いてるんですけど、
0:11:56	ちょっと円周式ポンプガーン
0:12:00	横形ポンプの一部ということがわかるように何か括弧書きとかで、最初の方で入れといていただきたいんですが、
0:12:08	どうでしょう。
0:12:10	北海道電力の市川ですご指摘の趣旨、理解しました横形ポンプの総積載遠心式ポンプの型式だとわかるように修正を検討させていただきます。以上です。
0:12:22	はいよろしくお願ひします。
0:12:34	えっと 17 ページD、
0:12:38	12 ページのフローチャートがあるんですけども、横から入ってくるのは、泊の場合には、耐特委の検討結果しかなくて、先行では、
0:12:51	タイトクイと電共研というのがあるんですけども、
0:12:57	うちの方の、例えば 18 ページ。
0:13:03	18 ページの、いろいろなこのフローではタイトクイの枠があるし、
0:13:09	電共研の枠があるんですけど、
0:13:12	この 17 ページのフローチャートに電共研の種架空の枠が、
0:13:19	いらないのかなあというふうに思うんですが、これ取った理由はということなんでしょうか。北海道電カイマムラですかこちらギヤ式ポンプはフローの中の二つ目の箱の中に電共研の検討結果、
0:13:33	記載してございますので、こちらで電共研は読めるかと思っております。先行との違いですけども潜航はギヤ式ポンプの他にスクリー式ポンプ等も中止されてると。
0:13:45	そういった観点で横から電共研の
0:13:48	のものも持ってきていると。選考についても資格面の二つ目で電共研の検討の結果を記載してありますのでフローとしては変わるものではないというふうに考えてございます。
0:13:59	うん。はい。
0:14:00	わかりました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:14:03	リアスポンプは上の二つの2番目の枠で書いてて
0:14:11	んと、
0:14:17	はい。はい、わかりました。
0:14:30	9、19ページなんですけどこれさ、さっきと同じなんですけども、
0:14:38	要は遠心式ポンプの異常要請。
0:14:41	要因分析図を、
0:14:44	以下に示すような形になってて、
0:14:47	図の、
0:14:49	タイトルは遠心式ポンプなんですけども、
0:14:52	中身は、横形ポンプしか書いてなくてちょっと、
0:14:55	混乱するので、まず、最初の方でちょっと書いといていただければ、
0:15:01	済むかと思うんですけど。
0:15:03	ちょっとなんか、横型ポンプと遠心式ポンプの。
0:15:06	わかってる人はと当然わかってて、
0:15:09	当然と思ってるんだと思うんですけど。
0:15:11	ちょっとわかりづらいのでお願いします。これさ、さっきのコメントと同じです。
0:15:25	それから37ページに、
0:15:30	どう、
0:15:33	これ弁連の方なんですけども、
0:15:36	これ1個1個、
0:15:38	PWRとかBWRと比較するのは大変なんですけど、
0:15:42	大井とのなんか数ぐらいは、
0:15:45	ちょっと何か、
0:15:48	ちょっと把握しておきたいと思うんですが、
0:15:51	いかがでしょうか。
0:15:53	はい北海道電力今村です。大井と比較できるように、記載検討させていたきたいと思います。ただ
0:16:03	大井などはバックフィットですので検討対象を、
0:16:10	検討対象。
0:16:12	だけでなくてそれを、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:15	全部が網羅できるようなスクリーニングをしているといったこともあって全部の対象設備が載ってなかったような記憶もございませすちよっとぜ。1個1個対応できるかどうかちよっと。
0:16:26	下岡主査資料確認させていただいてわかるように、できるだけわかるような記載とさせていただきたいと考えてございます。はいよろしく願いいたします。はい。私からは以上です。
0:16:42	規制庁のです。
0:16:44	ちよっとすいません私の記載だけの確認なんですけれども、14ページの、
0:16:50	ケア式ポンプに対する検討っていうのはこれはあれなんですか。
0:16:55	もっと後ろの方で記載してるっていうのは頭にとにかくあったんすけどここと頭には特に何も無いってことなんですか。
0:17:06	北海道電力イマムライマムラですこれこちら討議等んでも、検討はございます。それを、
0:17:16	17ページ。
0:17:20	ですかね。
0:17:21	実際の検討内容については17ページから討議の、これは、まとめ資料から比較してございます。
0:17:31	はい、規制庁ですそしたら次14ページのあれなのかな女川かどっちか。
0:17:36	決して導入と比較してもよかったのかなと思ったんすけどそういうわけではないですか。
0:17:58	北海道電力イマムラすみませんこちらの女川島根と検討方針が同一であることを示したいがために女川島根と比較しておりましたけども、討議と比較すること可能ですので、こちらも投入と比較させていただきたいと考えてございます。規制庁の尾野です。多分ギア式ポンプに対する検討という話なので同じ
0:18:18	ように採用してるところがあれば、そちらを見たいので、頭にとの比較をお願いします。
0:18:25	はい北海道電力今村です。
0:18:28	間の比較、拝承いたしました。ただちよっと討議だと比較、記載の仕方が若干違ったりもしますがでもそういった観点で長嶋で比較しておりましたけども、討議等も比較できるように、記載修正したいと思えます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:45	規制庁オオハシよろしく申し上げます。すいませんあと 28 ページ。
0:18:49	これはちょっと、すいません見方の確認なんですけれども、
0:18:54	今 3 段表があって左二つが頭になっていて真ん中は許可の別紙で、一番左が工認の補足説明資料と理解してよろしいんですねで内容的には基本的に許可の通りに合わせてますと、
0:19:09	北海道電力ですその後技研トイレ。
0:19:12	結構でございます。
0:20:18	規制庁の平間です。幾つか教えてください。まず最初に、
0:20:23	今日、今日提出していただいた、この動的機能維持評価の検討方針についてですけども、これについて、規制庁としてね、
0:20:36	どういう論点がね、
0:20:39	ここにある。
0:20:40	あるのかというのを、事業者どう考えてるのかっていうのを教えてください。
0:20:45	北海道電力今村です。動的機能維持の評価方針については先行等
0:20:50	同じ方針でございますので論点としてはないと考えてございます。ただしその抽出結果に、設備については異なってますので、その設備に対する考え方、
0:21:02	について設工認段階への見通しを示すために別紙で詳細に説明しているといったものになります。
0:21:12	規制庁の平間です。了解しましたそれで、東ソーであるとしてその設備の抽出結果とかね。
0:21:19	評価項目であるとか、評価方針、
0:21:23	ていうのが、一つの論点というかですね、確認の中身だとして、
0:21:31	さっき山浦の方から、PWRと、
0:21:36	その比較できないかと言いましたけども、今言った抽出結果であるとか評価項目だとかっていうのが、PWとどう違うのかね。そこはちょっと
0:21:47	資料として出していただいていたいたきたいんです。
0:21:51	はい。北海道電力今村です。山浦さんから指摘ございましたのでPWRとの比較について資料としてご説明させていただきたいと思います。なお現時点では現時点ですかね
0:22:03	新たな検討が必要な、となるギヤ式ポンプについても先行PWR等への実績ございますし加振試験が必要となる非代替非常用発電

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	機についてもこちらPWRで全社の加振試験してございますので、相違はございません。
0:22:56	規制庁の熱ちょっと内部で相談するので、少々お待ちください。
0:24:07	はい。規制庁の尾野です。それでは内部での相談はあったのでヒアリングを再開したいと思います。他質問ありますか。
0:24:18	規制庁の平本です。
0:24:20	通しページの14ページの、
0:24:25	でちょっと確認なんですけども、
0:24:27	下から5行目に、ギア式ポンプについては遠心式ポンプを参考として地震時異常要因。
0:24:34	分析を実施すると、書いてあるわけなんですけども、
0:24:37	ここはさっきのフロー図にもあったように一番最初は、電共研で検討された地震時異常要因分析を使ってスタートするわけですよね。
0:24:51	そういうことがここには書かれてないんですけども、それを、
0:24:56	どうしてかなと。
0:25:18	はい、北海道電力今村です。
0:25:20	ご指摘の趣旨、理解いたしました電共研の成果を用いても検討してございますのでここに電共研の成果を記載できるかどうか検討させていただきたいと思います。
0:25:33	規制庁平本です。これ、電共研の成果がスタートポイントになってると思うんで、
0:25:39	書いとくべきなのかなとも思いました。
0:25:43	よろしくお願いします。それからですね、
0:25:55	通しページの33ページ、
0:26:03	詳細検討が必要な設備における動的機能維持の検討方針というのが書いてあって、
0:26:09	要するに地震時異常要因分析に基づいて選定するというふうなことが書いてあるんですけども、
0:26:17	ここに結局、選定し、されたものはなかったと。
0:26:22	結論、
0:26:24	このようなことは書かなくていいのかなと。
0:26:37	北海道電力今村です。
0:26:40	ご指摘の通り詳細評価項目がなかったという記載が足りてなかったと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:46	6、6 ページですか、8 ページですね、8 ページの方に一部、
0:26:57	抽出結果 (3) 項ですねの①に対して所、詳細検討が必要となる設備はない見込みと、9 書かせていただいておりますけれども先ほどの結果のところにも同じような内容を記載させていただきたいと思えます。
0:27:14	規制庁平間です。了解しました。あと最後にですね、質問というか確認なんですけども、まとめ資料の、
0:27:22	本文の方のですね、
0:27:24	34 ペイジー
0:27:27	13、
0:27:29	33 ページというか、
0:27:31	この検討対象設備の抽出結果と、
0:27:35	というのがあって、
0:27:40	ここに
0:27:42	機能確認済加速度 A T との比較と、
0:27:46	いう列があるわけなんですけども、
0:27:49	ここに評価用加速度、つまりと泊出野。
0:27:54	加速度ですね、みんな場合になってるんですけども、ここんところはどうか。
0:28:01	はい。北海道電力今村ですこちらの評価用加速度については講義段階でお示しするのかなと思ひまして現時点ではバーとさせていただきます。
0:28:13	規制庁平本です。
0:28:17	設置許可段階で、先ほどにもあったように抽出されるものなかったと。
0:28:27	書いたわけだから、何らかの何か評価をされて書いたってことかなと思うんですけども。
0:28:34	どういう評価でもって、なぜなかったと。
0:28:40	言い切ったのかっていうの、
0:28:43	説明がこの表かなと思ったんですけど、そこはどうか。
0:28:51	はい北海道電力今村です。
0:28:55	そうですね、なかったというエビデンスのために、あった方がいいというご指摘かと理解いたしました。
0:29:03	こちらについては
0:29:06	そうですね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:08	ちょっと記載。
0:29:10	すべきかどうか分を含めて、
0:29:13	検討させていただきたいと思います。
0:29:18	規制庁のヒラモトニイツ私は以上です。
0:29:21	規制庁の尾野です。私今のところバーになってたのって今後何かこう、
0:29:27	出てきて、解析して出てきたやつを、今後、許可段階で必要なものは記載するっていう方針で今バーにしてるのかなと思ってたんですけども、いや、ちょっと気になったのは、
0:29:38	今のBWRっていうのはある種その許可段階で示す加速度オダ出してらっしゃることですよねこれと特に最後までババアでいくんですか。
0:29:49	北海道電力今村です。ここで記載さしてしている加速度については女川についてはSSWANの結果を確か出していただけて、当社としては
0:30:01	基準地震動を確定したという時期もあって、ただし全部の加速度が出てくるっていうのは建屋の解析全部しないといけないというのではイデそれでも多分間に合わないだろうと。
0:30:11	いう見込みでございます。ですのでやり方としては見込みのために現時点で解析が終わっている、評価用加速度をアノ改革か、もしくは混乱を、
0:30:22	北井含めてどうするかっていうことなるかなとございますけども、見通しを示すという観点では現状で評価が終わっている加速度を記載させていただいて余裕があるということをお示するのがいいのかなというふうに現段階では考えてございます。
0:30:37	規制庁の須磨アノ専攻の今尾長尾全部示してなくてある種代表のもので出してますと、多分それであれば多分最後までバーでいく、って多分許可でこう示さないで終わってないと思っていて、何かしら示してると思うんですよね先ほど平本が言った通り、
0:30:55	私もここなんかその記載入れるのかなと思ってたんですけどもちょっとその許可で、ある種その見通し段階として出すものをどうするかっていうのは、整理して、ここの記載については、検討してください。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:10	北海道北海道電力今村です。許可の段階でどこまで示すかと含めて考えて記載について検討させていただきたいと思います。
0:31:26	はい、規制庁の同じそれでは
0:31:30	では次燃料被覆管の説明をお願いします。
0:31:36	はい、説明者変わります北海道電力、黒沼です。
0:31:40	私の方からですね、四条地震による損傷防止後別紙5、
0:31:46	地震時の燃料被覆管の閉じ込め機能の維持についてご説明いたします。
0:31:52	資料は比較表、資料2-2になりますけれども、通しページ39ページ。
0:31:58	お願いします。
0:32:02	こちらの取りまとめた資料のページを使って、別紙5に関する全体概要を説明させていただきます。
0:32:10	ページご覧いただきますと大きく四つ、1ポツとして説明概要、
0:32:15	2ポツで比較対象の考え方。
0:32:18	3ポツには、女川2号炉との比較。
0:32:22	4ポツに、大飯34号炉との比較。
0:32:25	を示しております。
0:32:29	まず1ポツ、説明概要についてです。
0:32:32	別紙5は、ここに記載の3点が主な説明事項になると考えております。
0:32:39	まず第一つ目、いわゆるバックフィット要求事項、これを踏まえて、燃料被覆管は、基準地震動による地震力に対して、
0:32:48	放射性物質の閉じ込め機能が損なわれる恐れがない設計とする方針であること。
0:32:56	二つ目が追加要求を踏まえた、
0:32:59	地震による影響を考慮すべき評価項目、評価方針評価条件。
0:33:05	そして三つ目。
0:33:06	基準地震動による評価。
0:33:10	これは泊は女川と同様に、
0:33:12	暫定評価ということになりますけれども、
0:33:16	基準に目、適合する見通しであること。
0:33:20	以上の大きく、この3点になると考えております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:25	なお、詳細については、設工認段階でご説明をさせ差し上げるものと、
0:33:31	いう整理になると考えております。
0:33:34	なお別紙5の位置付けという観点で申しますと、
0:33:38	四条の本体資料において、
0:33:41	追加要求を踏まえた耐震設計の基本方針、
0:33:44	荷重の組み合わせと許容限界、
0:33:47	適合のための設計方針をお示ししておりますので、
0:33:51	これらを説明することで、設置許可段階の基準適合性に係る審査に対応する説明になると。
0:33:58	考えます。
0:34:00	別紙5ではですね、
0:34:02	それらに加えて、
0:34:04	評価目標化項目や被条件、
0:34:07	評価結果を別紙として取りまとめて説明することで、
0:34:11	設工認段階での基準適合性の、
0:34:14	見直しをお示ししたいと考えるものでございます。
0:34:19	次に説明概要に示しております点について、資料に取りまとめてご説明する上で、
0:34:27	当然ながら先行プラントとの差異は確認しておりまして、
0:34:31	四角い枠囲みで3割を示してございます。
0:34:36	一つ目地震時の燃料被覆管の閉じ込め機能維持に係る設計方針が、
0:34:43	PWR、それからBWRも含めまして、
0:34:46	先行プラントと相違ないことを確認してございます。
0:34:51	二つ目。
0:34:53	追加要求事項に対する評価項目、評価方針評価条件及び評価方法が、
0:35:00	大飯34号炉を含む先行PWRプラントと相違ないことを確認してございます。
0:35:08	以上が概要となりますが、2ポツの比較対象について簡単にご説明いたします。
0:35:15	比較表の形式は、大飯34号、
0:35:19	女川2号、泊3号としました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:35:23	その考え方を下の (2) から (4) に記載してございます。
0:35:29	順番逆になりますけれどもまず (4) 、
0:35:32	BWRとPWRのもともとの燃料設計手法が異なりますので、
0:35:39	評価に関する技術的な内容。
0:35:42	を比較するには、PWRと比べるのがふさわしいと考えております。
0:35:48	ただし (2) に示しましたように、BWR最新審査知見の反映の観点から、
0:35:55	資料の目次構成や記載内容は、
0:35:58	ムタは2号炉に合わせて充実を図っております。
0:36:03	具体的には例えば、女川2号炉にあって、先行PWRにはなかった添付資料については、
0:36:10	その内容を精査しまして、
0:36:13	泊3号炉にも展開できるものは作成してございます。
0:36:19	それから (3) ですが、島根2号炉については、
0:36:22	女川2号炉との差異を把握した上で、
0:36:26	必要な反映箇所がある場合には、泊3号炉のまとめ資料に反映してございます。
0:36:35	次に3ポツの女川2号炉との比較について、(1) から (3) に記載の通りですけれども、
0:36:43	(3) のところ、
0:36:45	従来から燃料設計手法及び燃料耐震評価手法が、BWRとPWRで異なりますので、
0:36:53	評価の具体的な内容が異なります。
0:36:57	評価内容は異なりますけれども、それぞれ既許認可で、
0:37:01	妥当性が確認された評価手法に基づき実施していると。
0:37:07	ということになりますので、論点とすべき際には当たらないと考えております。
0:37:14	4ポツ、大飯34との比較について、
0:37:17	は、
0:37:18	記載の通りでございますけれども、
0:37:20	実質的な相違はございません。
0:37:24	説明は以上ですが、内容のご確認コメント等ありましたらよろしく申し上げます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:32	はい、規制庁の尾野です。衛藤質疑に入ります。
0:37:36	ちょっと私から先に2点ほど確認させていただきたいんですけども取りまとめた資料の1ページの、
0:37:45	4ポツの(4)で対象燃料が異なりますって書いてあって、これあれなんですけど、対象燃料異なるとな、何か評価上、何か変わるものってあるんですか。
0:37:55	はい。北海道電力、黒沼です。
0:37:58	燃料閉じ込め機能の評価条件につきまして対象燃料が変わっても、その内容に異なることはございません。
0:38:06	規制庁ですそうですね。そしたらなんか、確かに異なるんだけど別に評価上影響なしとか多分書いといた方がいいのかなと思って。何が変わるんだろうと思ってちょっと見てたんで。はい。
0:38:19	電力黒沼です。ありがとうございます。
0:38:22	異なることについても書き添えたいと思います。ありがとうございます。
0:38:27	はい。規制庁のです。あとすいません、下のページで51ページなんですけれども、これちょっと、
0:38:34	よくわからなくてですね、多いと。
0:38:39	見比べたときに、被覆材っていうところを、泊燃料被覆管の被覆管っていうワードを使ってまして、
0:38:48	1ミイが被覆管で、3が被覆材なんですけれどもこれって何か被覆管と被覆材ってすいませんどう使い分けてるのかちょっと教えていただきたいんですけどね。
0:39:02	はい。北海道電力黒沼です。
0:39:06	はいおっしゃる通り少しこの一材と被覆管というのは混在して流下のようになっておりますね。
0:39:15	例えば(3)の方については、アノ一材の耐力以下であることということで、ここはアノ t h e イトウすべきかなというふうに考えますけれども、
0:39:25	それ以外の
0:39:28	ところについては、既許可の記載ということも考えて、菅藤一管というふうにしてございます。
0:39:36	大井の場合は、まずは財というふうにした上で、下の方で、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:42	読みかえるというようなやり方をしていると、そういった違いはあるんですけども、中身的に何か違うかということ、そういうことはございません。
0:39:51	はい。
0:39:57	理解してます。
0:40:15	規制庁の尾野です確かに既許可の、
0:40:19	時から泊はこの記載変えてないっていうのは理解してはいますね、何か先行と見たりとかすると、なぜここだけ燃料費、被覆材と被覆管でこう、
0:40:30	用語を使い分けているので何かそれその理由があればちょっと整理して教えていただきたいのと、今後記載どうするかっていうところをちょっともう一度検討して説明してください。以上です。
0:40:42	北海道電力黒沼でございます。はい、ご指摘の点、承知いたしました検討してですね、記載も適正化するなり、考えたいと思いますありがとうございます。
0:40:52	規制庁の小野ですとりあえず私から1度、以上です。
0:41:03	規制庁の山浦です。
0:41:06	先行のPWRなんかと同じ評価方針なので、基本的に、
0:41:13	コメントないんですけども、
0:41:16	記載、伊佐委員。
0:41:19	だけなんですけど、まず39ページの、
0:41:24	一番下の行でですね、
0:41:29	34号炉がステップ燃料Ⅰ及びステップⅡ燃料と書いてて、
0:41:37	番号番号と、燃料がちょっと、
0:41:41	前後が違ってはるんですけどこれ、両方とも正しいんでしょうかそれともどっちかがおかしいのか。
0:41:49	はい。北海道電力黒沼でございます。ご指摘ありがとうございますこれ誤記でございます、
0:41:54	STEP正しくはですねステップワン燃料というふうに示すのが正しかったんです。訂正させていただきます。ありがとうございますお伺いしました。
0:42:07	それから51ページで、先ほどの(3)で、被覆材の耐力以下であることというふうになってて、
0:42:19	普通、普通構造設計してる体力と言われると、SIなのかSuなのかちょっとよくわからないんですけども。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:29	燃料の方では、S Iのことを体力として使ってきてるようなので、予用語としてはもうこれしかないと思うんですが、
0:42:39	これがS Yであるということが、
0:42:43	この文章の前に定義されてるのか、ここで初めて出てくるのか、なんですけど。
0:42:50	そこはどうでしょうか。ちょっと見つかなかったんですけど。
0:42:55	はい。北海道電力黒沼です。少しお待ちください。
0:43:05	この記載の前にあるか、ちょっと今すぐ見つけることはできないんですけども、後の、
0:43:19	次のページの57ページをご覧くださいませでしょうか。
0:43:25	はい。後ろの方では、はい。幾つか見たんですけども、最初に出てくるってことで耐力以下であることというのが出てきて、
0:43:34	これ諏訪なのかS Eなのか。
0:43:37	やっぱり何かわかるようにして欲しいなど。
0:43:41	はい。ということなんですが、
0:43:44	井戸電力黒沼でございますここで最初に耐力ということが出てきますので、このところにですね、S yであることを、
0:43:53	書き添えたいと思います。
0:43:55	以上です。はいよろしく申し上げます。
0:43:58	それから、54ページGの、
0:44:03	この表なんですけどもう、
0:44:05	ちょっとこれが、
0:44:06	小さくて、ちょっとわかりづらいんですけど大きいのは、
0:44:11	要はこれ読んでみると、
0:44:16	この右の下の大きな枠で、
0:44:19	追加要求事項括弧、す。
0:44:23	第4条というふうに書かれてって、まず、第4条に下のような要求事項があるよう、
0:44:32	なあ、ちょっと誤解をしやすいんですけども。
0:44:37	それが一つと後、
0:44:40	応力評価は、
0:44:43	すいませんこれは、
0:44:46	資料2-1では何ページになるんでしたっけ。
0:44:55	写真。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:11	47 ページ、2-1 の方の 47 ページで、
0:45:19	追加要求事項というのが、設計基準規則第 4 条に、このように書かれてるように、ちょっと
0:45:28	勘違いするんですけども。
0:45:31	そのところは、
0:45:33	何か工夫できないかなということなんですけど。
0:45:38	はい。北海道電力黒沼です。コメントありがとうございます。確かに
0:45:43	この追加要求事故第 4 条っていうふうにくくっているところのですね、記載応力評価で、一次+二次応力ですとか、疲労評価というふうに書いてます。
0:45:54	これが直接的にですね 4 条の要求であるかのように、今この図だと見えるかというご指摘だというふうに理解しました。
0:46:02	この中身申しますと、この
0:46:06	応力評価で言えば一次+二次応力を見るということについてはですね、ちょっとそこ、すみません細かくありますけど 47 ページ、比較表の 47 ページをお開きいただきたいと思うんですけども、
0:46:27	比較表 47 ページにですね、もともとなお、資料でいうと、なおっているところで、本改正規則に伴う要求事項については、
0:46:41	実用発電用原子炉の燃料体に対する地震の影響の考慮についてということで、平成 29 年 2 月に原子力規制庁さんで示された資料がございまして、
0:46:52	その中にですね、具体的な要求することとして、一次+二次の応力を見るんだと、というようなことが記載されておりました、それを、
0:47:04	組んでですね、先ほどの図には、中身として記載しておりました。
0:47:09	おりましたけれども、
0:47:11	おっしゃる通りですね、余剰の直接、ここまで書いてないところがあるので、少し、
0:47:17	工夫をすることを検討したいと思います今現状この女川等の記載を参考にしながら作ってはいるんですけども、
0:47:27	もう少し、
0:47:28	検討させてください。以上です。
0:47:31	はいよろしく申し上げます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:33	それから、
0:47:39	それからですねちょっと
0:47:41	女川と比べてみて、
0:47:44	ここで、
0:47:49	ちょっと字が小さいのです。
0:47:51	女川SDでSはいいか、SSSSSEかという趣旨で書かれてると思うんですけど、
0:48:03	これを受け、受けて結局、と、泊では、S <sub>s</sub> に対してS <sub>y</sub> で抑えますよということなんですけど、
0:48:11	でも、これは先ほどのちょっと、
0:48:15	文章では説明がありましたけどもう、
0:48:21	要はその56ページで、
0:48:26	設計、4条に対して、56ページに示すような、こういう、
0:48:32	方針で方針を置きますと、
0:48:37	それを受けて、設計の下、簡略化というか、
0:48:43	大きいか、荷重に対して低い方の協力で、両方一緒に評価しますということだと思うんですけども、
0:48:51	この54はもう、その
0:48:55	大きい荷重に対して低い体力で設計しますというのが、
0:49:01	何かこの56ページより前に出てきてですね。
0:49:06	ちょっと順番が逆じゃないかなという気がするんですけど、だから、54ページの段階では女川と同じような、
0:49:17	まとめ方にしておいて、
0:49:20	56ページを受けて、
0:49:23	こういうふうにしますというのをどっかに書いた方が、
0:49:26	流れとしてはいいかなと思うんですけど。
0:49:30	いかがでしょうか。はい。北海道電力、黒沼でございます。ご指摘の通りかというふうに思いますので、ここの記載ですね、50、
0:49:39	はい。ここの記載見直します。ありがとうございます。はいよろしくをお願いします。
0:49:55	62ページなんですけど、
0:50:00	62ページの下の方で、(5)で許容値というのがあって、申すそこに耐力と横に出てくるんですけど、
0:50:09	これはやっぱり、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:11	許容値というのを説明する。
0:50:14	タイトルですから、体カってなんな。
0:50:17	消して。
0:50:19	その下で、燃料被覆管の耐力括弧S <sub>y</sub> を用いるというふうに、
0:50:26	書いた方が普通の資料の書き方だと思うんですが、いかがでしょうか。
0:50:37	はい。はい北海道電力今村です。比較表の62ページの下の(5)の許容値のところかと思います。
0:50:45	よろしいですかね。そう。そこで、許容値の話をしているのに、体カって書いてるのは資料構成としてふさわしくないということです。おっしゃる通りだと思いますので過去体カっていうのは消させていただいて文書の中で
0:50:58	耐力を用いるということを明記させて、明記してる通りで
0:51:02	(5)の
0:51:04	タイトルについて過去、
0:51:06	この耐力、(5)に記載してるカッコ体カっていうのを記載を削除させていただきたいと思います。はい。よろしくお願いします。
0:51:14	それから、64ページで、これは
0:51:18	見にくいということだけなんですけど、括弧内の文字がですね、
0:51:23	ちょっと
0:51:25	大きい方でもあんまりちょっと見にくくて、
0:51:32	もうずっとコピーコピーで使ってきてるんだと思うんですけど、ちょっとこれ、64ページの、
0:51:38	枠の中の次が、
0:51:40	ちょっと読みにくいので、ちょっと
0:51:44	修正をお願いしたいと思います。
0:51:47	北海道電力黒沼です。承知いたしました。読みやすいようにですね、文字は識別できるように修正をいたします。以上です。
0:51:56	それから66ページですけども、
0:52:00	上から3行目ですね、今回の申請におけるという用語が、大飯と同じように入ってるんですけども、
0:52:09	泊3号の場合、今回の申請におけると、
0:52:14	書かなくてもいいかと思うんですけど、後ろの方でも何個か出てくるんですけど、これはいかがでしょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:23	ほぼ北海道電力黒沼です。はい。はい。ご指摘の通りかというふうに思いますので、ここについては今回の申請におけるということを取って、それでも意味は通じると思いますので、
0:52:34	取らせていただきます。ありがとうございます。
0:52:37	はい。例えば66ページでいくと真ん中付近にも今回申請のとかあって、あとちょっと二つ三つあったような気がします。
0:52:46	はい。それから、
0:52:50	これ、6.2を
0:52:54	許容値のところすめSectionⅢに基づいてというようなことを書いてるんですけど。
0:53:02	これもちょっとよくわからないんですけども、
0:53:05	もともと昭和55年告示以前の文章でこうあったのをずっと使ってるのかなと思ったりもするんですけど。
0:53:14	現時点でもこれ残しておく意味があるのかどうかということなんですけど、その点はいかがでしょうか。
0:53:24	はい。北海道電力黒沼です。
0:53:27	はい。ご指摘ありがとうございます。
0:53:31	そうですね。
0:53:34	記載検討させていただきます
0:53:37	大詰めSectionⅢということで、真崎ヒロキ奥線を使って疲労見るというところなんですけれども、この記載をいまだに使うところが
0:53:49	良いのか、或いはそ違う書き方があるのかというところはですね、ちょっと考えたいと思います。
0:53:57	ありがとうございます以上です。
0:53:59	はい。
0:54:00	多分
0:54:02	設計建設規格と10JAGJ-R
0:54:08	2則って実際はやってるんだろうと思うんですけど、それはもう参考文献
0:54:15	参照の基準としてすでに記載されているので、あんまり書かなくてもいいかもしれないんですけど、そこはちょっとお任せします。今までの経緯もあると思いますので、
0:54:28	それから、
0:54:29	67ページなんですけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:54:32	67 ページのこの応力の上ですね。
0:54:36	まず応力振幅というのが中央値から、
0:54:42	波の上のところまでなんですけども、
0:54:47	そのちょっと上の文章では、
0:54:50	ここは片振幅として定義されてると思うんですが、
0:54:55	応力振幅等、また振幅がちょっとごっちゃになってるかなと思うんですがいかがでしょうか。
0:55:06	はい。北海道で 2 黒沼でございます。少しお待ちください。
0:55:30	はい。北海道電力今村です。おそらくずっと説明文書が合っていないというご指摘かと思しますので、
0:55:38	合わせるような記載を検討させていただきたいと思います。
0:55:41	はいよろしくお願ひします。応力範囲が応力振幅で、応力振幅と今書かれてるところが片振幅だろうと思うんですけど、ちょっとご検討お願ひします。
0:55:55	それから 68 ページの真ん中付近で今回の申請っていうのが、
0:56:00	2ヶ所ぐらい出てくるのでこれはさっきのコメントです。
0:56:09	71 ページも今回の申請、下の方でちょっと出てきて、気づいたんですけど、
0:56:20	それから 78 ページもちょっとこの、
0:56:25	この絵の次が、
0:56:28	ちょっとわかりづらくて、これもできたらクリアにさせていただきたいというお願ひです。
0:56:35	はい。北海道電力黒沼です。クリアにさせていただきます。以上です。はい。私からは以上ですよろしくお願ひします。
0:57:03	規制庁の平本です。
0:57:05	ちょっと、まず最初確認なんですけども、
0:57:09	今回のこの申請、追加の要求ですね。
0:57:16	追加の要求、これまでの運転の設計方とか、運転状態、
0:57:22	条件と、それから地震の条件との
0:57:26	要は重ね合わせ、
0:57:28	ということだと思っんですけども、
0:57:30	検討条件というんですかね。
0:57:33	通す。
0:57:35	設計過渡条件とか、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:37	運転条件というのは、
0:57:39	既許可、
0:57:41	どう、何か変更があるんでしょうか。
0:58:08	北海道電力黒沼でございます。運転状態ですとか、設計過渡条件、そういったことですね、今回、
0:58:17	これまでと変わるかということについては変わらないということで回答させていただきます以上です。
0:58:25	多分燃料の工認ところで、
0:58:31	評価以前にされてる一のかなと思いますそれと、変更ないってことなんですかね。
0:58:39	北海道電力今村です。ご指摘はあれです初夏の。
0:58:44	運転状態等は変更ございませんけども、燃料耐震に限っていきますと、PWRでは燃料の照射の影響を考慮した耐震評価を行うと。
0:58:54	これは従来、従前評価しなかったものを考慮して評価を行うという方針ですので、そこについては、変更ございますけれども、それ以外の
0:59:04	そもその年、この被覆管の閉じ込め機能維持の評価にあたっての前提条件というんすかね。については変更がないと。
0:59:15	考えてございます。
0:59:50	規制庁平本です。もう一つその地震の条件ですけども、今地震の条件は暫定はとして、平成27年の使うと書いてありますけども、これは
1:00:04	いずれ、いずれというか、この設置許可の段階で、見直してあるんでしょうか。
1:00:11	北海道電力今村です。地震動については、こちらの評価、結構っていうかね評価に時間かかりますので、許可の段階では現在お示ししている地震動での評価結果のみとする。
1:00:25	予定でございます。一応影響評価としてFRS等で、燃料の固有値等に影響あるかどうか確認してございますけども現状の地震動の方が大きいと。
1:00:35	なってますのでこちらについては影響、許容値に対しては影響ないというふうに考えてございます。
1:00:44	藤清平松了解しました。それから、
1:00:50	等 62 ページ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:54	この比較表の 62 ページなんですけども、
1:01:00	井野さん、大井 34 号のところで、
1:01:05	耐震計算書における応力評価において用いる方法っていうこと で、別添資料 2 っていうのが、
1:01:11	ちょっとついてて、それはちょっとよくわかってないんですけど も、これと同じようなものって、泊 3 号の資料に添付しているん でしょうか。
1:01:24	北海道電力黒沼でございます。少しお待ちください。
1:01:59	はい。
1:02:03	力黒沼です。応力の評価方法ということで、堆積相当応力、体積 平均相当力をどのようにして求めるのかということについてです けれども、
1:02:16	これはですね、泊の比較表で言うそうですね、
1:02:20	167 ページご覧ください。
1:02:30	あ、すみません 166 ページでした。
1:02:37	ここにですね、体積平均相当力の評価方法ということで、公開文 献を抜粋しているところがございますして、このようなやり方でや るということ。
1:02:49	が、このまとめ資料でも示していると、というような状況になりま す。以上です。
1:03:02	規制庁の平間です。そうだったらば、
1:03:06	何かこの 162 ページのところにもですね、
1:03:10	そういうところろう、
1:03:13	に示すというふうなことを書かれたらどうかなと思います。
1:03:17	それからですね、63 ページですね。
1:03:21	63 ページに、燃料被覆管の体力の、
1:03:26	増、引用してるわけなんですけども、この図の
1:03:30	出どころっていうんすかね。
1:03:36	大井の方は
1:03:41	既許可の
1:03:45	耐震計算書、
1:03:47	引用してると思うんですけども、泊は、今これ見るといきなり、
1:03:52	図何とか示すみたいな感じで書いてあるんで、
1:03:56	この図の出所みたいのものをここに書けないでしょうかという、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:04:04	はい、北海道電力黒沼ですご趣旨承知いたします道路功労について、書けるものを記載したいと思います設計認可せ、節2の方で記載するものがあるかどうかを確認させていただきたいと思ひますし、
1:04:20	どこか、引用できるものがあれば、書きたいと思ひます。検討させていただきます。以上です。
1:04:27	規制庁平本です。
1:04:29	それから、
1:04:30	70 ページなんですけども、
1:04:34	70 ページ、下から6行目に、
1:04:38	地震による応力変動幅というのがありまして、
1:04:42	地震による応力は地震により、燃料被覆管に発生する応力の最大値を使用すると書いてますけど、この地震ってどういう地震なのかと。
1:04:52	いうのを書いた方が、
1:04:56	書いていただけないのかなと思ひまして、
1:05:00	はい。北海道電力の黒沼です。ご質問のコメントのご趣旨の確認になるかと思ひますけれども、基準地震動とかそういった地震等の地震動かということがわかるようにですね。はい。
1:05:13	記載を適正化見直しをさせていただきたいと思ひますありがとうございます。
1:05:24	あと、
1:05:30	最後なんですけども、113 ページです。
1:05:36	100 種、113 ページに、
1:05:39	繰り返し回数の計数結果ということで、MOX 数、ステップツ燃料等 MOX とそれから B 型燃料のステップツ燃料と、
1:05:51	それぞれ書いてあるんですけども、
1:05:54	この MOX 燃料が、
1:05:57	繰り返し回数係数結果 <span style="background-color: black; color: black;">          </span> 書いてありますよね。
1:06:36	マスキング箇所の質問しますので1回マイクを切ります。
1:06:40	機密情報のところの議論が終わりましたので、再開します。
1:06:47	規制庁平本です。私からは以上です。
1:06:53	はい、規制庁のですちょっと私からも記載だけ幾つか確認させていただきます。
1:06:58	ごめんなさい。58 ページなんですけれども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:05	中注3の記者。
1:07:07	記載の、
1:07:11	なんかですかね、この燃料集合体高燃焼運動設計及び工事計画認可を見ておくっていう、ここでこれってごめんなさい、どういう意味を持ってるのかっていうのをちょっと教えていただきたいくて、
1:07:25	はい、北海道電力黒沼です。
1:07:27	これ、
1:07:30	泊の場合はですね、設置許可として、MOXの許可は、取得済みで平成22年だったかと思えますけれども、とっておきまして、
1:07:40	その後MOXのですね、数、後任は取得していないっていう状況にいまだにあります。なので、そういった記載をしていると。で、この記載自体はですね、何を参考にしたかといいますと、
1:07:57	島根発電所の方で、同じような状況だったので、
1:08:03	工事計画認可未取得という、そういう表現がございましたので、参考にはさせていただきました。
1:08:12	規制庁の理解できましたで、
1:08:16	第5-3の表の評価対象燃料の中には入れていて、
1:08:22	これはあれなんですか。
1:08:27	今後工認段階とかになって評価する前に、
1:08:31	ミニストップのやつを取得するってことですかそれともとりあえずこのまま工認、島根も一緒なのかわかんないですけど、とりあえず計算をするっていうことですか。
1:08:41	はい。北海道電力黒沼です。許可の段階では、MOX燃料も評価してこのまま記載を残します。工認、再稼働の工認の場合には、
1:08:52	まだMOXの購入は取らずに、
1:08:56	クウェートMOXを除いた、
1:08:58	部分で、公認資料として、整理します。MOXの後任が、
1:09:04	取れましたらというか撮るタイミングで、そこについては改めて、評価をして審査いただくっていう順番になると考えてます。
1:09:13	規制庁のサノ承知いたしました。
1:09:16	はい。あと、ごめんなさい。60ページなんですけれども、
1:09:19	これちょっとアノヤマウラとヒラモトからもちょっと似たような確認あったんですけれども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:26	大井とかですと既許可ってついてで許可っていうのはあれなんです が、1個前の許可のその本体許可といいますか再稼働の本体許可 なのかそれとも、もっと前の許可なのか。
1:09:37	方向を示していて泊清かっていうと多分あれですよねすでに、こ こ今回の前の許可とかで、
1:09:44	結構ポロポロとか書いてあったりとかするんですけども、何か
1:09:49	同じように記載してた時に一応その日、
1:09:52	引っ張ってるところとかさっきの今回申請とかじゃないですけ ど、なんかそそういう、引用してるところが間違っていない方が正 しく引用してるところが同じなのかとか、そういったところがち よっとよくわからない時がたまにあったりするのでもちよっと必要 に応じて、
1:10:07	再度修正等あればよろしくお願ひしますっていうところだけど、
1:10:11	はい、北海道電力黒沼です。既許可が何を表すのかというところ についてですね、再点検、改めてさせていただきます。それで
1:10:21	見直しが必要でしたら、記載は、適正化をさせていただきます。 以上です。
1:10:29	現在これで正しいというふうに考えております。はい。
1:10:33	はい、規制庁野瀬よろしくお願ひします。あとすいませんもう1 点ぐらいあってですね。
1:10:47	68 ページになりますと、
1:10:51	これ記載だけなんですけれども、
1:10:54	a ポツの応力繰り返しサイクル条件の設定のところでもちよっと記 載がよくわからなかったのは、下から3行目ぐらいが出た機器、 機器の評価条件の同一の200回としているって書いてあって、
1:11:08	評価、詳細評価については工認段階で説明するって書いてあって ですね。
1:11:15	これはあれなんですかね。なんか、今の段階でこの200回として いるとかっていうのは何か。
1:11:21	確証があるのかどうかっていうところがちよっとよくわからなか ったので、ちよっと説明お願ひします。
1:11:26	はい北海道電力今村です。
1:11:29	繰り返し回数については基本的には設工認段階でその200回とし て設定してご説明する内容ですけども、200回自体の妥当性につい ては設工認段階でご説明しなくちゃいけない内容だと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:41	いう考えでございますので一応
1:11:45	も、
1:11:46	PWRは全体の
1:11:48	設計思想と 1200 回と設定してますのでその 200 回だったとしても 今回見通しを示せるということで、今回、
1:11:57	他の機器と同様の条件として 200 回を設定したといった記載をさ せていただいているものになります。
1:12:07	規制庁の大野です。
1:12:09	内容は理解しますって、
1:12:12	あれなんですかね。
1:12:14	こんなに細かく詳細設計段階で説明しますと当然のようなやつで も、返ってくるんですかねっていうところはちょっとよくわからな かったんですけど。
1:12:53	規制庁の尾野です。私からの確認は以上です。
1:13:03	はい、規制庁のでそれでは江藤こちら側からの確認は以上です。 ウェブ側の規制庁からの参加者何かございますか。
1:13:16	はい、規制庁の、それでは最後に北海道電力さんの方から何かご ざいますでしょうか。
1:13:24	はい。北海道電力今村です当社からございません。
1:13:38	はい、規制庁のでそれぞれと耐震関係のヒアリングはこれで終了 します。次のヒアリングについては 10 分後に再開したいと思います。 ありがとうございます。
1:13:56	規制庁藤山です。それはヒアリング再開します。泊発電所 3 号炉 の耐津波設計方針についての津波防護対策に係る指摘事項回答、 こちらについて、事業者の方から説明してください。
1:14:08	はい。北海道電力の高橋です。本日は泊 3 号炉の耐津波設計方針 についてということで、今年 3 月 30 日の日に開催させていただきました。
1:14:21	審査会合で 3 号の放水ピットを、流路縮小工を説明させていただ きましたけれども、原子炉補機冷却改正法水路、
1:14:34	のところにですね、逆防止設備についてご指摘いただきましたの で、今日はそれに対するご説明ということでございます。
1:14:45	本日このパワーポイントをと、もう一つまとめ資料の方をご用意さ せていただいております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:14:53	まとめ資料で、この逆流防止設備については、添付の38番というところがこの逆流防止設備の関係で作成をしております、
1:15:05	さらに別添1、
1:15:09	の2の方で、一応これに関連する2.2章のところを全部お出しさせていただきますいております。今回この2.2章につきましては、
1:15:21	島根さんの構文なんかを合わせて、いろいろ修正しておりますけれども、本日のご説明の内容ではないというふうに思っておりますので、
1:15:34	今後会合に向けて資料をご提出させていただくときには、今回の対象部分を明確にする、もしくは関係ない部分は少し灰色にするとか、
1:15:46	少し工夫をして提出していきたいというふうに思っております。
1:15:51	それではパワーポイント、
1:15:54	はい。
1:15:56	規制庁藤江です今のお話っていうのは、今日のパワーポイントの資料っていうのが、耐津波設計の特に一部であったり後、そんな中でも外郭防護の中での、
1:16:08	一部、大分一部の一部ということがあって、おそらくこれだけの説明であると。要は我々の説明に対し、我々に対する説明として、要は全体が見えないと、横野局長的な説明をしても、ちょっと仕方がないということで、
1:16:23	少なくとも外郭防護1だけを今回事業者の方で、ここに示した。
1:16:28	ただしちょっとこれがですね今、発言もあったように、今回の要はパワーポイントにおける説明内容が、どのページがどれに該当するのかとかあとそれ以外のところがどういうふうな、
1:16:42	場所なのかというのが、ちょっとまだ今のこの資料ではわかりませんので、そのあたりは次回ちょっときちっとやりつつですね、今の、要は事業者の取り組みとしてはその全体を示すというのは、
1:16:52	構いませんけども、そういった資料のきちとした数、あれですかね、説明対象というのは今後、はっきりさせていただくようお願いいたします。それでは説明続けてください。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:17:01	はい。北海道電力の高橋です。今のご指摘承知いたしました。それではパワーポイントの方を当社金本の方からご説明させていただきます。
1:17:13	はい。北海道電力の金持ちです。資料3-1に基づきましてご説明させていただきます。
1:17:20	まず1ページ目は、先ほど新の方から説明させていただいた通りですので、2ページ目から説明させていただきます。
1:17:28	2ページ目指摘事項とその回答をになりますけども、まず指摘事項ですが、
1:17:34	原子炉補機冷却海水放水動及び一次系放水ピットについて、当該施設に関わる以下の事項を明らかにした上で、
1:17:42	当該施設を津波の流入経路とした場合であっても、津波防護方針が成立することを説明することと。
1:17:48	以下の事項というのが、津波の流入に対するバウンダリーとしての機能、
1:17:53	原子炉補機冷却海水系統の解析の地下水排水設備の、
1:17:58	排水機能、その他の期待する機能と地震時の損傷を考慮した場合における、管路解析及び、
1:18:06	内郭防護の浸水量評価に与える影響を明らかにするということで指摘いただいています。
1:18:12	回答になりますけども、指摘事項を踏まえまして、
1:18:16	3号炉を原子炉補機冷却海水放水炉に逆流防止設備を、
1:18:22	申請防護設備として設置する浸水防止設備として設置することで、
1:18:28	3号炉減少期冷却海水放水炉からの津波の流入を防止する方針に変更いたします。
1:18:35	今の方針によりまして津波の流入に対するバウンダリーとしての機能は、新設する逆流防止設備が担うことになります。
1:18:44	またですね原子炉補機冷却海水放水炉の機能としては、
1:18:49	現早期冷却海水系統、
1:18:51	及び地下水排水設備等の排水機能がございますので、逆流を設備が、これらの排水機能に悪影響を与えない設計といたします。
1:19:01	逆流防止設備を浸水防止設備として耐震Sクラスで設計しますので、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:19:07	地震を地震後でも損傷することなく、原子炉補機冷却海水補放 水炉への津波の流入を防止できます。
1:19:16	よって原子炉機器冷却海水放水及び一次系放水ピットの感度解析 及び内郭防護の浸水量評価に与える影響はないと考えてございま す。
1:19:26	3 ページ目をお願いします。
1:19:30	左の図が方針変更前の図になってますけども、津波防護ラインが 放水ピット上部と位置付け大瀬ピット側の、
1:19:40	この T P 10 メーターラインとしてましたけども、今回の方針変更 によりまして、
1:19:46	右の図に示します通り、放水ピット上部の T P 10 メーターライ ン、
1:19:52	あと新たに設置する逆流防止設備が津波防護ラインと変更になり ます。
1:19:59	右下米印記載してありますけども 3 号炉放水ピットの入力津波高さ につきましては、流路縮小工の設置により十分低くなる見込みであ ります。
1:20:10	仮に入力津波高さが高くなった場合にも、3 号炉水ピット流路縮小 工の設置を前提として、
1:20:17	放水ピット側での設備対応が可能であると考えてます。
1:20:21	そのためですね今後逆流防止設備を設置する方針には、変更、
1:20:26	することはないということで考えてございます。
1:20:30	4 ページ目をお願いします。
1:20:34	4 ページ目と 5 ページ目にですね逆流防止設備の説明事項というこ とで詳細はまとめ資料の方に記載してございますけども、パワー ポイントの方で概要を記載してます。
1:20:46	左下の図に示します通り、メンテナンスを考慮してですね補機放 水炉の出口部分を二つに分岐して、
1:20:55	それぞれの放水炉の原子炉補機冷却海水放水炉の放水ピット側の 端部に逆流防止設備を設置する方針としてございます。
1:21:06	逆流防止設備のフラップゲート日程を、補機ホースへの津波の流 入を防止するという設計方針で考えてございます。
1:21:14	表の下、通常運転時の放水機能への影響については、原子力劣化 海水系、
1:21:23	等の方関野に悪影響を与えない清潔、設計といたします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:21:29	5 ページにいきまして、
1:21:31	漂流物の影響等についてですけれども、津波来襲時の漂流物、砂移動堆積による津波防護への影響についてと。
1:21:40	ということで3号の放水ピット及び、3号の放水炉につきましては常時水没していることから、
1:21:48	3号炉、放水3号水路から、津波による漂流物やスナガワ、
1:21:54	侵入する恐れはないこと等、逆流防止設備が、
1:21:58	これら2から影響を受ける恐れはないということで考えてございます。
1:22:05	表の2列目海洋生物の付着による閉機能への影響ということで、
1:22:10	資金の確認結果ですけれども、該当の付着が確認されておりませんので、
1:22:15	通常において貝付着による平均のへの影響はないと考えてございます。
1:22:22	最後通常時に開固着する可能性等以上の限定ということで、
1:22:27	逆流防止設備の設置環境、大矢通水時の接液状況等から、フラップゲートが開固着する可能性は低いと考えてございますけれども、定期的な確認により、
1:22:39	フラップゲートの軸が固着しないことを確認いたします。
1:22:43	異常が検知された場合には本規定に基づくMS文書に基づいて対応したいということで考えてございます。
1:22:52	逆流防止設備の概要については以上になります。6ページ目、お願いします。
1:22:59	6ページ目以降が、参考資料となりますけれども、設計方針及び漂流物、砂の影響評価に関わる全体像の整理と、
1:23:09	ということで、12号の逆流防止設備流量縮小コウノを御説明の際にですね、整理した。
1:23:17	%マトリックスに今回、3号の激流防止設備を追加してございます。
1:23:23	表は7ページ目と8ページ目に整理しておりますけれども、今回の説明範囲は、
1:23:31	表の右から2、2列目。
1:23:34	が、今回の逆流防止設備になりますけれども、
1:23:38	今回の説明範囲は黄色を載せるになってまして、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:23:42	3号炉の逆流防止設備につきましては、影響評価が必要な項目に対しては、今回すべて説明するという事で考えてまして、
1:23:51	今回の説明で、まとめ資料等で説明内容は網羅できているというふうに考えてございます。
1:24:00	簡単ですけども説明は以上になります。
1:24:04	規制庁フジワラですそれでは質疑に入りますがちょっと私の方から、パワポの2ページの方の指摘事項の下、各、
1:24:14	単語に対する回答になってるかという観点で伺いますけども、指摘事項の一つ目のレ点で、これこれの機能とか書いてあって、
1:24:26	その機能って書いてあるその他の期待する機能(5)上だけじゃなくて、
1:24:32	他条文の適合の観点を含むって言葉があるのですが、これに関しての回答ってのはどこに合致しますでしょうか。
1:24:41	説明ください。
1:25:08	北海道、
1:25:09	北海道電力の上原です。
1:25:13	1、1ポツ目のその他期待する機能ということで五条以外の条文での
1:25:21	指摘に対する回答の関連んですけども、
1:25:27	1ポツ目の中でまず逆流防止、設置することで津波番台としての機能になりますと、
1:25:36	衛藤。
1:25:37	この北方水路をの機能としては、
1:25:42	例示もされているSRS、或いはその地下水排水等の排水機能があって、
1:25:51	それら、それについては好影響を与えない設計とすると、考えてございます。で、その他の条文の適合の観点ですけども、
1:26:01	ちょっとここでは今、明記しているものではございませんが、この後逆流防止設備を設置することで、
1:26:11	す。
1:26:13	そういった地下水等の排水機能に悪影響を与えないで、設計としますので、また条文への影響は
1:26:23	しないと、また逆流防止す他条文の適合性の観点でもこの逆流防止設備を設置した
1:26:30	前提での説明になるということで考えてございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:26:40	ごめんなさいもう1回ちょっとこのコメン指摘事項の集合今すね、原子炉補機冷却海水放水炉、及び放水ピットについて、
1:26:51	以下の事項を明らかにして、説明してねってということで、当該施設に係る以下の事項の中で、一つ目のレ点ではその機能、要は本水路とピットのそれぞれ求められている機能また条文への適合も含むというふうに書いておるわけですね。
1:27:08	てことは、番外とか置き方は水、地下水排泄これは回答の中に記載あって、あと後ろの方にも書いてあって、理解しました。で、
1:27:18	ちょっとわからないのはこのコメント。
1:27:21	指摘出してる他条文の適合の観点というところで、要は他条文の観点も含めてこれ以上の以外の機能は、補機海水補機冷却放水砲水路と放水ピットにないんですが、
1:27:35	ただそれは別に逆流防止設備を設置したところで影響ないですよってというのがまだ私はわかったんですね。今ここで回答でそういったものがありやなしやあったらあった後の方で、
1:27:49	説明してすればいいのかなと思っただけなんですけどいいですか。私単純に指摘に対する回答をちゃんとやってますかっていう観点でしか聞いてないんですけど。
1:27:59	北海道電力の上原です。
1:28:02	ご指摘の趣旨理解いたしました。現在その他条文、
1:28:08	の適合の観点も含めて影響はないと考えてございますのでその考え方について
1:28:15	記載していきたいなと考えてございます。
1:28:21	はい規制庁藤間ですこれちょっと何ですかねほくぎんさんの方でちょっと、改めて言う何回か言ってるんすけど、この指摘事項に対して、
1:28:32	ちゃんとした回答を作ってくださいそれは単語主語とか何を求めているかっていうのをちゃんと文章を踏まえた上で、もう1回再度今後お願いいたします。はい、じゃあ、とりあえず私の方からは、一旦以上で
1:28:46	続けて、はい。
1:28:55	規制庁中房です。
1:28:57	資料3-1の方で
1:29:00	簡単な指摘します。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:29:03	これ4ページ名の逆流防止設備の剥離防止設備の設備の設置例って書いてあるんですが、これ多分3号機だと思うんですけど、
1:29:13	ちゃんと号機を書いといてもらえますか、どこの設置例かわからないので、
1:29:19	後、括弧で工期を書いておいてください。
1:29:24	5ページ目。
1:29:26	続きまして同じ資料3、5ページ目の、
1:29:30	上から三つ目のポツの中で、
1:29:33	逆流防止設備の設置環境や通水時の、
1:29:38	接液状態、接液状態ってこれ何を指すんでしょうか。水だけじゃなくて何か薬品とか何か入ってるんでしょうか。
1:29:49	これについては正規って言うので、
1:29:52	いわゆる海水とか水とかと違うと思うんで、これについてしっかり米印かなんかで、もし必要ならば、ちゃんと説明してください。
1:30:05	実際何を指すか今、説明できますか。
1:30:08	北海道電力の金内です。まず一つ目のご指摘ですけども、4ページ目の逆流防止設備の設置例が何かかわかりづらいということでしたので
1:30:19	3号炉ということで明記させていただきます。あと5ページ目の接液状態と言ってますのは、
1:30:26	フラップゲートを、のところに、原子炉機器冷却海水、
1:30:32	自体が接液しないという趣旨で記載してありますけども、少しわかりづらかったかなと思いますので記載のほうを適正化したいと思います。
1:30:42	以上です。実際これ接液って、
1:30:45	海水なんですか。
1:30:48	北海道電力の金持ちです。原子炉補機冷却海水。
1:30:53	ですね。
1:30:56	そう楽しく書いた方がいいと思います。はい、承知しました。
1:31:04	これちょっと質問なんですけど、9ページ10ページ目の、
1:31:09	参考資料の絵を見ますと、
1:31:12	除じん装置というのは、例えば10ページ目見ると、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:31:18	津波時には水をかぶっちゃうんですね。これ多分ロータリースクリーンのお話だと思うんですけど、これって津波引いた後に、ロータリースクリーン自体が、
1:31:29	これ電気かなんかで動くかわかんないんですけど、これって使えるんですかという質問です。
1:31:37	松波某という観点じゃなくて、ロータリースクリーン自体が、その運転するときにはちゃんと動かないといけないと思うんで、これ自体が、
1:31:47	津波かぶったらどうするんですか。
1:31:50	つつという質問ですけどいかがでしょうか。
1:32:03	北海道電力村島です。今コメントいただきました除じん装置、ロータリースクリーン含めてですけれども除じん装置に関しましては、
1:32:13	ご指摘の通りですね、防錆率いの内側に津波時は海水が来ますので、その状態で、水没することを想定しております。
1:32:24	で、その設備に関しましては水没環境で機能を維持できる設備ではございませんので、津波が来たときには、
1:32:34	そのあと、使えるとすぐ使えるという設備ではございません。必要な点検を行って使える状態を回復していくということが必要だと認識してございます。以上です。
1:32:46	わかりました。これどっかの参考資料からまた、まとめ資料の注意書きに書いといてもらえますか。
1:32:56	はい。北海道電力村島です。コメント承知いたしました。その旨まとめ資料の方に注記書きで記載したいと思います。以上です。
1:33:07	よろしくお願いします。資料3-1について私からは以上です。
1:33:17	はい。
1:33:18	規制庁の谷口です。幾つか確認させてください。
1:33:24	3-1の資料ですけれども、
1:33:29	2ページ目に、
1:33:33	書いてある項目ですけれども、
1:33:36	回答のところに、バウンダリーの機能を新設する逆流防止設備が担うって書いてあるんですけど。
1:33:43	この逆流物防止設備というのは基本的にフラップゲートのことだけを示してるんですかというのは、
1:33:52	流量流路逆流流路縮小工のことも、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:33:57	この後も記載されてるんですけど、
1:34:00	今回の中で説明している部分というのは、どれに当たりますかその辺を教えてください。
1:34:08	北海道電力の金持ちです。逆流防止設備と言ってるのはフラップゲートの部分のみのことを指してございます。
1:34:15	はい。そういうことですね。ちょっとその辺、特にフラップゲートを2ヶ所作るっていうのが目的だと思うので、
1:34:26	その辺をそれ以降の説明も、
1:34:30	それを明確にしていけないと、ちょっとわかりにくいかなと思うので、記載の仕方についてはちょっと考えていただきたいなと思います。
1:34:40	それで資料の3-1の3ページ目、
1:34:49	これもちょっと方針の変更されました。前は、
1:34:54	左側に書いてあって、
1:34:56	右側に変更しましたっていう趣旨だと思いますけれども、
1:35:02	この中に、
1:35:04	結局、フラップゲートをつけたっていうことが言いたいんですよね。
1:35:08	炭素、その辺が非常に
1:35:11	いろんなことが書きすぎてるので、はい。明確じゃないんですよね。
1:35:16	結局、フラップゲートを入れましたってことがメインで、
1:35:22	それが入れたことによって、
1:35:26	津波の防護ラインがこう変わりましたっていうことを言いたいんだと思います。その辺をわかるようにしていただきたい。もう少しクリアにしていいただければと思いますけど、いかがでしょうか。
1:35:38	はい。北海道電力の金内です。3ページ目の図、色いろいろな情報も入ってて少しわかりづらかったかなと思いますのでご指摘いただいた通り、
1:35:48	逆流防止設備を設置して、津波防護ラインが、
1:35:52	このカワセになったというのが、もう少しわかりやすくなるように工夫したいと思います。以上です。そうですねなんかほらプレートまだ決まってるわけではないかもしれませんが、フラップゲートの絵が入っていると、わかりやすいと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:36:05	それで、
1:36:06	この右側の資料の右側の図面の下のところの*のところなんですけど、
1:36:14	ここで言ってることがちょっとわからないんです。
1:36:19	従来の入力津波高さがどこの位置になってて、それがこの設備、フラップゲートをつけることで、
1:36:27	どう変わったか。
1:36:29	ていう表現をされてなくて、
1:36:32	流路縮小工を設置することによって十分低くなる。
1:36:37	て書いてあるので、
1:36:40	これが逆流今の逆流防止設備と等関係するのかわからない、理解できなかったんですけど。
1:36:48	ここでアスタリスクで説明してる部分をちょっと詳しく教えてください。
1:37:02	北海道電力の植原ですけれども、こちらの米印で示している内容ですが、
1:37:09	まず、まだちょっと入力津波高さが見えてない中なので定量的な話はできないんですけれども、流路縮小工によって、この法制ピット内の
1:37:23	津波高さっていうのはかなり等なるだろうと考えてございます。
1:37:29	また、ただ誘導等も考えると、一次系放水ピット側への津波の流入という可能性があることも踏まえまして、逆流防止設備を設置すると。
1:37:43	しているというものになります。
1:37:46	その上でですけれども、仮の話で、こちらの放水ピット側の高さが、津波高さが高くなった場合に、何も対応できなくなってしまうてはならないので、そういった場合においても、
1:38:03	例えば、放水ピット側の
1:38:06	高さをかさ上げる等の対応が可能なので、今回がくるぶし設備の設置についての方針についてご説明させていただきますが、そこが今後、変わることはないだろうと考えています。
1:38:19	そういった主旨の記載でございます。
1:38:23	言わんとしてることはな、%わかるんですけど、
1:38:28	ここで流路縮小工の話わざわざ出してきて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:38:32	これを説明する意味がわからなくて、今、目的としてる逆流防止設備を設置するというを目的として話をしてるのであれば、
1:38:44	あえて流動し規則の話までいらんんじゃないかなとちょっと思ったんですけどその辺、
1:38:53	ちょっと私の方から、
1:38:54	規制庁安江等、タニグチの言う内容。確かにその通りでして、そもそもアスタリスクを書く目的がちよっとはっきりさせた方がいいのかなと思ってますで、
1:39:05	これはちょっと私の予想ですけど、北電は、耐津波設計方針の防護方針を、結構快適なんか書いてますと、
1:39:17	で、
1:39:17	えいや前ゲートつけないっていうのをつけるってなってじゃあ、今まだ基準津波も入力津波も決まってない段階で、また、じゃあ決まったらまた変えるんですか。
1:39:28	要は、防護の方針が、これ以上大きく変わるのか変わらないのかっていうのが、多分我々がよく言ってることですよね。
1:39:38	多分これ、ここから先は私の予想ですけど、おそらく、作業スケジュール上のクリティカルパスである感度解析とか、
1:39:47	に、要はそういった影響がないように着フラップゲートをつけるもの仮にそうオーバーしたとしても、壁をつくることで、要は、下流側っていうんですかね。
1:39:58	クリティカルパスに利益を与えないようにするっていう多分目的なんじゃないですか。
1:40:02	だとしたら、ここはもうちょっと記載は工夫された方がいいのではと思います。要は、何が目的かっていうとやっぱ作業スケジュールへの影響、
1:40:13	等をかながみて、その方針、例えば流路縮小工止めますとかですよ。
1:40:18	そういうことがやらない。
1:40:21	やらないために、今後もし仮にそうだったら、そういうことを考えているとか、
1:40:27	じゃないと多分これ記載すごい浮いてると思うんですよ。
1:40:31	どうですかね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:40:37	はい。北海道電力村島です。今いただいたコメント、確かにその通りだと思います。記載の趣旨としては、ご認識の通りでございます、
1:40:47	今、基準津波がまだ確定に至ってない中で、そのあと控えている入力津波、それからそれに基づく管路解析の結果がなかなかお示しできてないという状況ではございますけども、
1:40:59	現状の試解析の結果では、ここの放水ピットの天端から触れることはない、想定してございます。ただ仮にですねこの放水ピットの天端より、
1:41:13	さらに上がることがあったとしてもこの天端高さを見直すことによって、またプールの量としては増え、ふやすということができますので、今確定した数値をお示しできてない状況の中でも、
1:41:27	今防護としての大方針として掲げている事項は、変えないで対応するということが我々の審査スケジュールそれから、後段に控えてます工事の関係でも、
1:41:40	有用だと考えてございますので、少しその観点で記載を見直したいと思います。以上です。はい。規制庁藤原ですわかりました。要は流路縮小工と逆流防止設備っていうのは、
1:41:52	今後、特に変わらず、何かあっても、別途対応がちゃんと可能ですっていうことがちゃんとわかるようにいただけるようお願いいたします。
1:42:07	規制庁の尾野です。今の関係でちょっとよくわからなかったんですけど、津波防護ラインは1010メートル、
1:42:15	もし何かあったら、
1:42:17	展望を上げて、そこで確保しますと、今その防護ライン10メートルって、これって何の意味を持ってる数字なのかっていうのがわからなくて、
1:42:30	あれなんですけど、津波防護ラインは、今の場合だと11メートルじゃなくてこれ、保守的に10メートルにしてるってことなんですか。
1:42:39	はい。北海道電力、村島です。
1:42:43	はい。今大野さんからご指摘いただきました通り、現状の視解析の結果からすると、10メートルに対して裕度を確保した水になるだろうと考えてますので、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:42:56	その観点では、敷地 10 メーターというものを一つ保守的に防護ラインとして設定をしております。その以降ですね、今後仮にさらなる高さ変更があったとしても、
1:43:09	この天端のところは 11 メーターまでまずありますということとさらなるアノ町内も、対応可能だと考えてございますので、
1:43:19	詳細な解析結果が出た段階で、二の矢として嵩上げもできますということで現状は 10 メーターラインを設定してございます。以上です。
1:43:29	規制庁の大江さんの説明は理解しましたそうすると、
1:43:36	放水ピットの入力津波、
1:43:40	に対しては、
1:43:42	この 10 メーターのラインっていうのが評価基準になって高潮とかそういうのも含まれてもこの 10 メートルを超えないように入力津波を設計するっていうそういうことですか。
1:43:54	はい。北海道電力村島です。現状の計画に関しましては、ご認識の通りでございまして、高潮の裕度も含めまして、10 メーターの、いかに保つように設計を進めて参りたいと考えてございます。
1:44:10	規制庁の方ですわかりました。ありがとうございます。
1:44:20	はい。都度企業、
1:44:23	4 ページ目のところの、
1:44:26	表があります。
1:44:28	これの二つ目。
1:44:30	放水炉からの敷地への津波の流入防止と書いてあって、
1:44:38	右側の逆流防止設備のところフラップゲートが閉することによって、
1:44:43	排水放水炉への流入を防止するって書いてあるんですけど。
1:44:48	敷地への某流入の話とは違うことが書いてあるんですけど、
1:44:53	この項目表題と中身が違ってると思うんですけど、これいかがでしょうか。
1:45:03	北海道電力の金持ちです。
1:45:06	当項目の方の法制度から敷地への津波の流入の防止というのは
1:45:12	津波自体が歩水路から入ってきて 3 号炉の押せピットの水位が上がってそれから
1:45:19	補強水路、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:45:20	の方へ逆流して行って最終的には
1:45:25	敷地に流入をするという趣旨で、書きましたけども今項目と
1:45:32	中身が少しずれているということで認識しましたので
1:45:36	ここの記載が合うように、修正させていただきたいと思います。
1:45:43	ここで言いたいのは、逆流坊さんと3号炉の原子炉基本。
1:45:49	冷却海水放水炉 a 通り丹生をするというのが目的ですのでそこ が、
1:45:55	項目の方に、
1:45:57	絵でわかるように修正させていただきたいと思います。以上で す。
1:46:17	要は、
1:46:30	はい。
1:46:32	北海道電力の植田です。今いただいたコメントに対する回答とし ましては、
1:46:40	ガイド上ですね敷地への流入防止の観点でこの逆流防止設備を設 置してございますので、項目としては同じく阿保水路ママからの 敷地本数を経由した敷地への、
1:46:55	津波の流入防止ということで、逆流防止設備の記載中身に関し て、一次系放水ピットを経由した敷地への津波の流入を防止する と。
1:47:05	ですね、経路をもう少し具体化して、敷地への流入防止を、この 下ぶれ防設備を設置することで、防止してるというところをわか るように記載を変更したいと思います。
1:47:22	はい、谷口です。感覚的に言うと、
1:47:28	敷地事業部への流入防止は、
1:47:31	放水ピット側の状態の開口部のベントつきのマンホールと、
1:47:36	それから地域放水ピットの上部開口部逆でも設備で行ってるって いうふうに書いてあるんですよね、まとめのところで。
1:47:44	だから、
1:47:46	イメージとすると、
1:47:48	それを書くのであれば、
1:47:52	敷地への津波の流入防止ってのはわかるんですけど、
1:47:56	このフラップ系統のことしか右側には書いてなくて、
1:48:01	やっぱり足りないんだと思うんです。全部書くのであれば全部書 かないといけないし、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:48:06	フラップ系統は、基本的にそ、遡上する津波がは海水放水流入しないっていうのが、
1:48:15	項目だと思ってるので、フラップゲートだけ書くのであればそういう話になるし、
1:48:21	書き方がちょっとやっぱり、
1:48:24	まとめの書き方とも違ってるので、矛盾してるようにやっぱり思うんです。
1:48:30	ただ、最大、最終的には敷地に出さないっていうのが目的であると思いますけど、ここで書いてあることと、やっぱり違うと私は思うので、
1:48:41	もう少しわかりよ。
1:48:47	降水ろ過からへのじゃなくて、からの、
1:48:51	敷地への流出が抑えられてさっきからみんな言ってるけど、そこをしっかり書いてもらえば、
1:48:57	いわゆるあれだね。
1:48:59	海水放水路からの流出、
1:49:04	流出だよ。それを防止するためにフラップゲートをすることに抑えれば、
1:49:11	押さえるってことだよ。そうすればうん。
1:49:15	それを津波の入口分として、
1:49:19	にそれを設置することによって、
1:49:23	目的を達成しているっていうことがわかるようにちゃんと書けばいいんじゃないですか。
1:49:30	ウエエダ電力の金持ちで指摘を2aと認識しましたので、記載の適正化したいと思います。以上です。
1:49:45	ちょっとその辺、書きっぷりを見直してください。弁つきマンホールのこと書いてあるので、やっぱり片落ちだと思いますので、
1:49:55	見ていただければと思います。よろしくお願いします。
1:50:06	規制庁のイシダですけれども、
1:50:08	よろしいでしょうか。
1:50:16	まあこのですね3ページと4ページについて、
1:50:21	確認したいんですが、ええとですね。
1:50:25	まず3ページの今、先ほどから少し議論になっております、3ページですね、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:50:32	方針。
1:50:33	変更後の図の米印の説明のところですね。
1:50:37	それで、
1:50:39	えーとですね。
1:50:43	流路縮小工のもともとの設置条件によって、
1:50:49	大津フィットのところは上がりますと言ってるんですけど上がる、上がったりの可能性があるからそこはかさ上げで対応しますと。
1:51:00	これはあくまでも、まず確認なんですけれども、放水ピットのところの、水位が変動する可能性があるということを言っているのであって、
1:51:12	位置付けの放水ピットの5、
1:51:14	がどうであるってということとは関係ないっていう。
1:51:18	理解でよろしいでしょうか。
1:51:25	北海道電力の金持ちですけどもはいご認識の通りでございます。
1:51:31	はい、了解いたしました。それで、4ページの方なんですけれどもね。ここで、
1:51:39	今回ですね、逆流防止装置、
1:51:42	逆流防止設備をつけることによってR SW系の方への津波の流入っていうのはありませんということが書かれているわけですけども、
1:51:53	この逆流
1:51:56	防止設備がですね、作動している場合、機能してる場合ですね。
1:52:02	これは、R SW系が、
1:52:07	の方水路が逆にもう設備によって閉塞することになるんだろうというふうに考えているんですが、
1:52:16	それはそういう認識でよろしいでしょうか。
1:52:26	北海道電力の金本ですけどもご認識の通り、逆流防止設備が閉まってる、
1:52:32	ゴシマれば
1:52:34	原子力冷却海水の補正はできなくなるという。
1:52:40	海海への放水はできなくなるということで、ご認識の通りです。以上です。
1:52:47	はい。それでですね、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:52:54	添付資料の方のですね、別添のですね、添付資料の38-7とか、見ますとですね、
1:53:02	要はRSW系の海水の放水っていうのは時間当たり、3500立米或いは外電喪失なんかの時は7000立米パーぐらいの放水がされると。
1:53:16	いう仕様になっているわけですね。
1:53:18	このRSW系の放水がそれぐらいの容量でもって連続的にずっと排水、汚水されるわけですけどもその際に、
1:53:28	この逆流防止設備が作動してしまって、放水管が閉塞された状況の場合っていうのは、そのRSWの、
1:53:39	放水先がなくなって、結局はですね、一次系の放水ピットのところから溢れ、
1:53:47	していく可能性が出てくるのじゃないかというふうに、
1:53:52	認識しているんですがそこら辺はいかがでしょうか。
1:54:06	北海道電力の金持ちですけどもご認識の通り閉まっている間の排水、
1:54:13	が、バッファ分超えれば受へと敷地の方へ流れていると、そういう認識でございます。
1:54:22	えっとですね、この今回のですね、説明資料は、
1:54:27	どうもその辺のことは一切触れて、
1:54:30	いなくてですね、逆に分設備を設けることによって、敷地への流入っていうものが、防止されるこれ、
1:54:42	4ページなんかも放水炉からの敷地への津波流入ってことだけ書かれてるんですけども、一次系放水ピットのことからの流出の可能性とか、流入ですね敷地エネルギー、そこら辺のことが、
1:54:55	どうも私には少なくとも読み取ることができなかつたんですけども、そこら辺の可能性については、どういうふうに整理されているんでしょうか。
1:55:13	北海道電力の上原です。
1:55:17	フラップゲートが長い時間、動作していれば、最終的には一次系放水ピットから
1:55:25	ベースぶれっすとしての流路敷地側へ確保されるというものです。そちらの評価については、やはり最終的にはその津波が決まってからにはなりますがそのフラップゲートが動作するのであればそのしている時間って言ったところが、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:55:43	効いてくるかなと思ってございます。現状ではあまりそこまでの津波高さにならないと想定しているのがまず1点。
1:55:54	仮に長い時間、津波が来ている場合には当然一次系放水ピットから敷地出てくることにはなりますが、そういった評価については先行事例等も参考にしますと
1:56:07	内郭防護の方で各社先行プラントでは実施しているものと理解してございますので、そういったことになった場合には数内閣の方で評価するものと考えてございます。
1:56:21	規制庁の石田です。えっとですね、
1:56:27	その評価スルー。
1:56:29	場所が違うというようなことをおっしゃられるんですけども、この資料を見る限りですねいずれにしても、うん。
1:56:38	放水ピットそれから一次系放水ピットのいずれからですね、流路縮小工それから今回の逆流防止設備、これを、
1:56:47	設置することによってですね、F敷地への津波の流入というのがないんだというふうに読み取れるんですね。
1:56:56	それで、
1:56:57	だから、
1:56:59	R SW系の放水っていうものも考慮した上で本当にそうなのかっていうようなことは、ここには少なからず何か増えていただきたいというふうに考えるんですがいかがでしょうか。
1:57:20	ちょっと規制庁フジワラでちょっと確認なんすけど。
1:57:23	シダーのようなコメントっていうのは以前何かコメントは出したいなっていう記憶もあったんですねたとえ、ちょっと私の認識なんすけど、
1:57:33	これフラップゲートをつけようがつけまいが、結局あれですよ排水、何だっけ一次系放水。
1:57:41	補強スイカの水が流れるようは、別にフラップゲートをつけない状態でも、当然流れないので、確か大分前にコメント出したと思うんすけどその回答は今回まだ、
1:57:53	ていう理解でいいですかね。
1:57:58	社長の石田です。やっぱこれ私ずっといえっとね今、
1:58:02	藤原さんおっしゃった通りです。私ずっと以前から指摘している話で、R SW系のところが、先が踏ん張ってしまえば、いずれはそこから、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:58:12	系外に出ていく可能性がありますよってという話で、その可能性について、回答をずっといただいていないんですね。
1:58:22	今回もそれについての回答はなくて、
1:58:27	そのままになってしまう、回答がないままになって、
1:58:30	いるものです。いずれにしても、これだけ見てしまうと、そういったような問題点というのが、問題点というか課題っていうのが、残ってるということがわからないんですね。
1:58:42	どこかでそういう部分に触れといていただきたいというそういう趣旨です。
1:58:49	ごめんなさい規制庁藤尾です石田さんありがとうございます。ちょっと事業者の事業者に聞きたいのはこの資料の3-4かな、ヒアリングコメント回答リストも結構、
1:59:00	量あるんですけどその中で、先ほど石田からしたコメントっていうのが、どこに該当するのか。
1:59:07	ちょっと見てもらっていいですか。
1:59:12	北海道電力村島です事業者内で確認いたします。
2:00:53	ゲートフジワラです。今、資料3-4のですね、49分の28ページにおける、
2:01:01	180、
2:01:04	なんかな。
2:01:05	これが該当。
2:01:08	それ以前石井さんの方から、事業者に対して出したコメントです。これに対する回答というのは後日回答予定になってて、要はこれが、
2:01:19	何だっけな、ちょっときちっと事務所の方で整理したい、してもらいたいのは今の、要はイシダの気にしてるっていう内容というのがそのす、まず、外郭防護なのか内郭防護なのかっていうのをまず明らかにした上で、
2:01:34	やってくださいで、
2:01:36	どうなんでしょうねこれって
2:01:40	一応綱をなあとカーのやつだとあれはないかクボに整理してた。
2:01:46	というふうに確か思ってるんですねですから、それは女川と泊は条件は変わらないということですか。女川もおっきい方水路が流れてますで、その時に津波が来ますでも逆流防止設備で、
2:01:59	その時にふたがされるけども、水が上がるでもその上昇。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:02:03	蓋が閉まってる時間に対して、こういうふうな評価をやるとか、 いうふうな話っていうのは、これ、家と一緒に考えをやるっていう 理解でいいですか。何かどっかの資料でそんなこと書いてたよ うな、
2:02:14	何か確かフラップゲートよりもその何だろう、上流側っていうか な、管路の上流側沿い、要は感度解析は含めず、そういう評価を するっていうふうになんて聞いた記憶があったんですね。
2:02:25	で、もし仮にそういうふうなものであれば、今のイシダの話も踏 まえて、これ、パワポ資料の参考かどうかわかんないですけども、 少なくとも、どういうふうなこのんな今後の内郭防護ってのは今 後説明するけども、
2:02:38	今この資料上明らかに、一次系放水ピットからそのまま水が出て くる、こういった事象に対して、まず、津波防護上、どこで整理 するのかでそれは今後どういうふうにするのか。
2:02:50	それは今回説明対象じゃなくて、ちゃんと説明しますよ。
2:02:54	というところですね。そこはきちっと明らかにした方がよろしい んですかね。その上で、この資料3-4、
2:03:01	今、資料3-4のさっきの183番って、もう大分前から文章書いて ないと思うんですけど、ここ変えていいと思うんですよ。要は今 逆流防止へ設置することになったので、
2:03:12	これから+0と整理しますと、
2:03:15	ちょっと結構コメントが大量なんで、あれですけど、いや我々が ちゃんと出したコメントとしては、これこれこういうふうな状況 ですよっていうのは、ちょっと今後やっていただけるようお願い したいと思ってますが、
2:03:27	イシダさんそんな形でもよろしいですかね。
2:03:33	今、藤江さんの整理していただいた内容で結構ですので、そうで すね。あれさびの放水による影響については、どこで整理するっ ていうのは、
2:03:48	こと、内郭防護でやるっていうのはそれはそれで結構なので、そ ういうことをどっかへ一文この3-1の資料の中に入れておいてい ただければ、それで結構かと思います。
2:04:00	はい。
2:04:01	以上です。
2:04:04	です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:04:07	北海道電力の上原です。ご指摘承知いたしました。まず当方としてもそういったコメントをいただいでいて、
2:04:18	フラップの入力津波確定後にそういった評価が必要なことを認識しているところは、認識してございます。その上で今回、資料3-1の中で、
2:04:31	今後、評価する事項になると思いますが窓どこで外郭なのか内閣なのか、どこで整理していくのか、あとそれを今後ご説明する予定であること。
2:04:44	そういったようなことを資料にも記載しようかなと思います以上です。
2:05:00	規制庁藤原ですじゃそこはよろしくお願ひします。衛藤イシダさん他にもパワーポ関係何かございますか。
2:05:09	規制庁の石田です。今の件は了解いたしましたよろしくお願ひいたします。1件、ちょっと細かい話なんですけど確認をさせていただきます。
2:05:18	パワポの4ページのところですね、逆流防止設備今回、
2:05:24	パワポの4ページの設置例の左側の絵ですね、図で、
2:05:29	今回逆流防止設備を2系と、
2:05:34	設置するということになっているんですがこれ、
2:05:39	まとめ資料なんかの方にも少し書いてありますけれども、これはあれですかね。
2:05:45	基本はその2系統、常時生かしておく形で、
2:05:52	何だろう、設備の冗長性というかそういうものを考慮した上で、にケーソン設置であるという考え方でよろしいでしょうか。
2:06:05	北海道電力の金持ちです。2系統を付けるのは、基本的にメンテナンス性、片方止めて方をメンテナンスするっていうことを考慮して、二つつけているものになります。基本は
2:06:18	両方から促すことで考えてございます。以上です。
2:06:25	はい。二階堂はいわかりましたそれがあれですかね。1号機、12号機のところのですねハウス側側の逆流防止設備のところでもう少し議論がありましたけれども、
2:06:38	仮に一つ閉塞してしまうような事象も踏まえて、
2:06:44	そういう事象に対しての多重防護であるとか冗長性を持たせるってというのが基本にあるという考え方。
2:06:52	どういう認識でよろしいでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:06:56	北海道電力の金本じゃ金持ちです。主としてはメンテナンス性を考慮して二つつけるということが第1目的でして、もちろん基本的には閉塞等は、
2:07:09	起きない環境かなと考えてますので、考えてますけども、2系統を流し続けることで、仮に片方低速閉固着した場合でも、
2:07:19	片方の片方で流せるということで、メインとしてはメンテナンスを考慮しての2系統ということで考えてございます。
2:07:31	規制庁の石田です。了解いたしました。
2:07:33	私からは以上です。
2:07:40	規制庁の伊藤です。この3ページ目ですちょっと先ほど谷口がちょっとお話してた内容にもかぶるんですけど1点だけ確認させてください。
2:07:53	仮にによる津波高さが高くなった場合、まかさあ下としますっていう話なんですけど。
2:08:00	それっていうのは防水比木みたいな形で壁を立ち上げる対応をするってことですね3号炉放水ピット流路縮小工側の設計でどうにかするのではなくて、嵩上げで対応するってことですかね。
2:08:13	荒谷。
2:08:16	津波防護施設みたいのを作るってことですか。
2:08:20	北海道電力村島です。今、ご指摘いただいたところですけども、米印の記載で追加の対応できますと言っている中身に関しましては、
2:08:32	流路縮小工の
2:08:36	排出経路になってますその形ですとか、長さに関しては、今までご説明してきた通り、
2:08:45	これぐらいがやっぱり限界かなと思ってますので、
2:08:48	ここでのチューニングというのはなかなか難しいかなと思っていきます。一方で、今、もともとある縫製キット応答の天端の高さを増すことで、対応はできると考えてございますので、
2:09:05	ピットの容量をふやしに行くということを、を試行してございます。
2:09:11	規制庁の伊東です。状況を理解しました。
2:09:30	北海道電力のムラシマですかさ増しをする場合に関しましては今ご指摘いただいた通りですね、防護する壁という認識でございませのでそこに関しては、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:09:42	仮に水位が上がるようでしたらその考え方も、整理してお示ししないといけないと考えてございます。
2:09:52	はい。規制庁の伊藤です。津波防護ラインが多分TP10メーターから上がって、
2:09:57	笠間下分まで増えるとそこは津波防護になる部分になると思いますのでそこは整理してください。
2:10:04	等ですね。
2:10:06	あと、多分この逆流防止設備を設置することに伴って、3号放水ピットのマースなんですかね、今まで見込んでた、一次系放水ピットとかの容量がなくなってしまうんで、多分、
2:10:19	ここの水位が上がるような形になるのかなと思ってるんですけど、
2:10:24	今ここで書いてある3号放水ピットの入力津波高さはっていうのは、当然この、
2:10:33	逆流防止設備を設置した状態で、3号の放水ピットまでが管路として形成されている、そういったモデルで、
2:10:42	解析しても、十分低いというそういう理解でいいんですよね。
2:10:47	はい。北海道電力村島です。現状の試解析の状況ですと、一次警報放水ピットから原子炉補機冷却海水放水炉を通してですね、
2:10:58	海水が流下してくる状況も、解析の条件として入ってございますので、流入を想定してまず入れて、放水ピット排水も考慮した上で、水を出しているという状況でございます。
2:11:15	規制庁の伊藤ですわかりました。ちょっと後で質問しようかなと思ってたんですけど、
2:11:21	7ページのところで、今甲斐おっしゃっていた話っていうのは、7ページの
2:11:29	この※3で、
2:11:32	書いてある。
2:11:34	ちょっと外郭防護の観点では、補強工水、
2:11:38	補機冷却海水等の放水を考慮した管路解析っていうのは今、
2:11:42	おっしゃってた話ですかね。
2:11:46	はい。北海道電力村島です。はい。そのご認識の通りです。ヤマシタここは多分津波時を上げてしまってるっていう話はあると思いますけども、保守的にですかね、この法制を考慮してますってそういう説明ですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:12:00	北海道電力村島です。はい。そういう説明になります。
2:12:04	はい。規制庁のイトウですわかりました。
2:12:07	ですね、私からは、
2:12:12	はい。ちなみに、先ほど
2:12:15	この新設する、
2:12:20	補機冷却改正法水路、二つにしますってということなんですけど、そのメンテナンス性っていう話だったんですけど、これって、抜粋してメンテナンスするためにこうしてるのかなと思うんですけど、ここにアクセスする。
2:12:33	何か道みたいのあるんですかね。
2:12:38	はい。北海道電力村島です。今ご指摘いただいた事項をページ4ページのところで、蓋システムを設置しますということ、図の左側で計画として、設置例としてお示ししてございますけども、
2:12:52	現状ピットの中にはこのアクセス数経路なるものはございませんので、必要に応じてですね、フラップゲートのメンテができるようにですね、
2:13:03	仮設の台もしくは常設で、脱落しないような台を設けるということは計画してございます。
2:13:15	はい規制庁の井藤です。
2:13:18	大というのは、ですかね、アクセス数は、フラップゲート側から入っていくってことですか。ちょっと
2:13:25	アクセスの仕方がよくわかんなかったんですけども。
2:13:29	すいません北海道電力村島です。4ページ目、パワーポイントの4ページ目の右側に写真ついてございますけども、
2:13:38	現状この写真の排水の端部ですけども拡大してございますここに、この面にですね、フラップゲートがつくということをイメージしていただきたいんですけども、
2:13:50	ここにメンテナンスのためにアクセスする必要がありますので、天端から仮設の足場を設置するか、もしくは、
2:14:00	常設の足場を設置するか、
2:14:03	ていうのは、計画してございます。
2:14:06	わかりましたはい。規制庁の伊藤です。このフラップゲート側から入っていくということで理解しました。
2:14:13	私からは以上です。
2:14:25	末と規制庁側の会議室側でパワポに関して、はい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:14:35	三浦です。2 ページなんですけど、
2:14:39	もう回答のおすすめの矢羽根。
2:14:43	原子炉補機冷却海水放水炉の機能としては原子炉補機冷却海水系統及び地下水排水設備等の排水機能があるって書かれてますよね。
2:14:54	これだけ読んじやうと、原子炉補機冷却海水系放水炉の機能は、
2:15:00	誓っ水排水設備の排水機能も兼ねてるって読めるんですが、
2:15:07	そのところはいかがでしょうか。
2:15:15	と電力の金持ちです。原子炉補機冷却海水放水炉に、
2:15:21	検証機冷却改正後は地下水排水と合わせて流しているということでございます。ドレンでピツ手術日とるくみ上げたやつをそのままこっちに出てるんですか。
2:15:34	北海道電力の金本です。一次系放水ピットの中にすべて流れ込んでそれがハウスイの方に流れ込んでそういうことですか、CSPの中に全部入れちゃうんですね。
2:15:44	わかりました。どうもありがとうございます。以上です。
2:15:57	すいません規制庁の天田ですけど3 ページの右側の*先ほど来出てる。
2:16:04	ちょっとここの扱いの確認なんですけれども、
2:16:08	3 号の放水がわ一の、
2:16:13	敷地への影響については、これまで
2:16:17	3 号の流路縮小工を設置することで、このA棟、
2:16:22	TP10 メートル以下にする設計とするというのが今までの設計方針で、それに対していろいろ悪影響ないかとかっていう、
2:16:32	議論をしてきたと思うんですけど。
2:16:35	ここのあれですか仮に入力津波、
2:16:39	高さが高くなった場合嵩上げ等で対応するっていうのは、
2:16:44	これまで設計方針で、ちょっとうる覚えですけど示されていなかったような気がするんですけどちょっと事実関係等、あとこれ審査の進め方として、ハザード側と並行してということで、
2:16:59	手戻りがないように、やってくださいというのは、何度か会合でも指摘があったところですけども、それとの関係で設計方針が変わるのか、変わるとしたらちょっとその指摘事項との関係の対応というのがどうなってるのか。
2:17:16	この2 点についてお願いします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



2:17:23	はい。北海道電力村島です。今天野さんからいただいたコメントでございますがまず1点目ですけども、このさらなる対応として、対応策があるかないかっていう関係の形で今米印を注釈打ってですね、記載させていただいてますけども、
2:17:41	ここの記載している事項に関しまして、これまで方針でご説明をしたというものではございません。
2:17:48	ですけどもこの記載の趣旨に関しましては、現状の流路縮小工それから今後、計画します逆流防止設備の設置方針が変わることはないということで、
2:18:01	記載をさせていただいているものでございます。
2:18:05	で、その中でこの逆流防止設備を設置することによって今までの方針と何が変わるのかというところをでございますけども、
2:18:15	この絵で左側で示している通りですね、今までのご説明では、津波が流入してきた時には、まず一義的に、流路縮小工で止めますと。
2:18:27	言ってます。で、敷地に流出しないように設計はするんですけども、その中で、一次系放水ピット及び原子炉補機冷却海水放水路に流れ込む可能性がありますと。
2:18:42	ということで、そのバウンダリの範囲に関しましては、あくまでも津波防護ラインとして10メートルを閾値として、
2:18:52	放水ピットの上部開口部、それから一次系放水ピットの開口部、それぞれに対して10メートルを超えないようにしますというご説明だったんですけども、
2:19:03	これを少し考え方を改めてですねきちっと防護ラインというのを設定できるように、逆流防止設備を、放水ピットの内側につけることで、
2:19:13	上流側に遡上させないということをお示ししているものでございます。
2:19:21	ですので、今回の説明に関しましては今までご説明してきた津波防護ライン、ちょっとふわふわした方の津波防護ラインで、
2:19:31	淘汰びあに近いところまで浸水を想定していたものを、建屋のより遠いところ、海に近いところで、防護ラインを引くという観点で今回方針を見直しているものでございます。
2:19:46	以上です。
2:19:50	規制庁の天田です。えっとですね、ちょっと確認したかったのは

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:19:55	ここに書いてあるように仮にで入力津波高さが高くなった場合に、
2:20:01	敷地への遡上防止の観点から、
2:20:05	この
2:20:07	放水ピット上端開口の
2:20:11	TP11.0メートルですかね、以前の表現だと、
2:20:16	放水ピット上端高さっていう会合の要望になってたと思うんですけど、天端の高さを
2:20:23	上げるということでしょうかね。
2:20:26	ということであれば、先ほど私的やりとりありましたけど、
2:20:31	ここの位置付けを津波防護設備にするであるとか、
2:20:36	そうするとそこについてのまた設計方針ということで、
2:20:40	ちょっとまさにその並行して、手戻りのない審査、
2:20:47	手戻りのないようにというところにまさに該当して、自分対応されてるのかという、いう観点でちょっと確認をしたかったという趣旨なんですけれども。
2:21:06	保険料電力の高橋です。我々としてもですね、先ほど藤原さんからもご指摘ありましたけれども、今まで方針としていろいろ変わってきた、
2:21:18	経緯がございます。今回この3号放水ピットのところにフラップゲートをつけることによって、我々としてはこの点は超えることはないかなというふうに今見込んでるんですけれども、
2:21:31	もし仮に、そういう与えが変わったとしても、フラップゲート止めますというまた方針変換しないように、
2:21:41	そのときはちゃんと二の矢がありますと、嵩上げた時にはそれは津波防護施設として整理して、また一つ、
2:21:53	対策になりますけれども、そういった中においてもこのフラップゲートをやめるっていうようなことにはなりませんということで書かせていただいて、それを方針として得ると。ただちょっと記載が、
2:22:05	皆さんからご意見いただいた通り、わかりづらいついていうところで、その辺はしっかり見直したいと思います。
2:22:16	はい。規制庁の天田です。趣旨はわかりましたので、なので今まであれですよ放水ピットの。
2:22:26	逆、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:22:29	浸水防止という観点では、流量比商工を設置して、敷地、
2:22:34	TP10メートル以下にする設計とするというのが、
2:22:38	今まで示されているので、それに加えて、
2:22:42	このかさ上げ、
2:22:44	というのがセットで、
2:22:47	津波防護対策としてなされる。
2:22:51	可能性があるってということですよ。であれば変わるところについては、
2:22:59	何て言うんですか。
2:23:01	十分早めの対応といいますか、これ可能性、可能であるっていうことではなくて設計方針として、
2:23:09	ちょっと
2:23:12	方針を示していただく必要があるのかなと。
2:23:15	ということです。
2:23:22	北海道電力の石川ですけども今村さんおっしゃったのは、マイク係にっていう説明を当社の方からさせていただいてますけども、仮にそうなった場合には、その旨、設計方針が変わったってことは約説明しなさいっていうふうなことをおっしゃられたと。
2:23:36	思いますけども、仮にそうなった場合には、そのようにさせていただくということでもいいですよ。はい。
2:23:42	結構でございます。
2:23:44	はい、北澤です。私から以上です。
2:23:51	規制庁藤原ですけども、もう1回ちょっと
2:23:54	何に対する手戻りがないようにしてるかっていうのは明確にしてください。
2:24:00	何に対する手戻りですか。
2:24:02	これは、
2:24:13	はい。北海道電力の村島です。今ご指摘いただいた何に対する手戻りかと言っているところに関しましては、現状記載しております流路縮小工、それから、
2:24:25	今後、その逆流防止設備の設置と今回ご説明しているものに対して、止めを手戻りがないということをお示ししているものでございます。規制庁藤江です。もう1回ちょっと私の認識言いますね。手戻りというのは2種類あって、方針そのものが変わることで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:24:43	方針を再度やり直し、審査し直すこれ手戻りが一つ。だから我々1件これがじゃあかさ上げするんだったら、方針変わるじゃんかまあ、
2:24:54	全部じゃ方針待たんやるやり直しだったらみても取りなんじゃないかっていうのは、今言ってることで、私がもう1個聞きたいのは、
2:25:04	これを、
2:25:05	要はこういうふうなことが可能って、仮に可能っていう意味合いは、じゃあ何に対する手戻りかっていうと、審査作業スケジュール、作業スケジュールの、
2:25:16	解析の、うん、そういうと、
2:25:24	これはもう、どちらも頭の整理ができてないかなと思っていて、多分、
2:25:29	そもそもこの黄色いところの、
2:25:32	入力縮小がしっかりしていれば別に溢れかえることはないわけですよ。
2:25:38	だけどそれは今限界があって、
2:25:40	ある程度いった減らせると減らすっていうか、今、
2:25:47	入力津波が決まっていなくていうと、細見宇佐美が上がっていく傾向にあるので、基準津波の審査の中でそうすると、市来放水ピットに流れる可能性が
2:25:58	あると。
2:25:59	それで、
2:26:03	逆流防止設備をつけるっていう話なんだけどそれはそちらに流れないようにするためのだけであって、
2:26:09	基本的に言うと、
2:26:10	流路縮小工を設置して、
2:26:15	放水ピット、このマスの中に水を、
2:26:19	各貯留して、地上部に
2:26:24	いわゆる溢水し台数じゃないすかね。出て行かないようにするというしないようにするということが目的なんですよ。
2:26:31	そうした時に
2:26:34	その水の量はかなり多くなってしまったようにかさ上げしなきゃいけないんだけど、そこは解析としては無限壁を

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:26:43	家境界条件としているので、解析結果解析の条件を変えるわけではないので、解析は少なくとも変えなくてもいいと。ただし、こちら側が言うようにその部分っていうのは、
2:26:55	あくまでもそう。
2:26:57	今の状態でもこの側壁が、津波防護施設さんとか浸水防止設備なんかと曖昧なところはあるんだけどそれは今後、
2:27:05	検討するとして審査するとして、
2:27:09	ここの部分をかさ上げすれば間違いなくそういう浸水防止設備とか津波防護施設になるでしょうと、そういった施設区分だとかそういうところも一つ設計に入ってくるので、
2:27:19	そこもふくそうになったならば、そこに関してでもですね、設計としてその設計方針として、恒設評価で示す必要があるんじゃないかという、
2:27:29	ことになるんで、
2:27:30	いわゆるその、
2:27:33	対策打ってるから、
2:27:35	いいですって話じゃないんですけど。
2:27:37	いずれか早々対策が必要となればですね補正力の段階で、その施設の位置付けだとかそういう設計の目的、
2:27:46	機能とかそういうところを整理した上で、
2:27:48	方針をと、設計の保証を取れないといけなくなりますよねってそういうことだと思うんですけど。
2:27:53	理解できましたでしょうか。
2:27:58	はい。北海道電力の村島です。今江崎さんからいただいたコメントのCCAは理解いたしました。
2:28:07	今の断面では、解析が精緻にできていないという状況ですので、可能性を秘めてですね、お話をさせていただいてますけども、天野さんからいただいたコメントも含めまして、まずは今の状態で何に対する手戻りなのかという観点では、
2:28:24	ご指摘いただきました通り、
2:28:27	現状の逆流防止設備と流路縮小工というこの二本立ての設備に対する対応方針としてはまず手戻りないように進めますと。
2:28:39	その観点では、ここは変わらないだろうと思っています。一方で、高さが、津波の高さが高くなって、水、放水ピットとしての水位がさらに高くなるようであれば、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:28:53	これに関しては、設備対応として新たな施設を設置しないといけなくなる可能性はありますけども、ここに対しては、設備設置という追加の方針は、そうなればですね、別途ご説明をさせていただきますけども、
2:29:11	現状計画においては、作業スケジュール等を考慮して、今の解析結果に影響を与えないような、
2:29:18	実機評価はできると思ってますので、その観点では、手戻りはないかなと、という記載はさせていただきたいと思います。ただし今
2:29:28	解析結果精緻にやっぱり出てない状況でございますので、この嵩上げに対して、衛星新たな設備を設置して施設としてですね、
2:29:38	対応をする必要があるということに関しましては少しこの記載、見直す時にですねあわせて追加させていただきたいなと思います。
2:29:48	はい。
2:29:50	はい。
2:29:52	解析、見直さないよう、
2:29:57	見直す。
2:30:00	はい。
2:30:02	作業スケジュールと感度解析と、今の方針と今後やる更新。
2:30:07	繋いで、感度解析。
2:30:26	はい。北海道電力村島です。少し記載は適正化させていただきますけども、あくまでも今実行している感度解析、これからやろうとしてるものも含めますけども、
2:30:38	感度解析の条件に関して見直しを伴わないということで、その観点でスケジュールを守るために、まずやってますということで記載をさせていただきたいと思います。
2:30:55	規制庁宮です多分今までの話を全体的に、
2:31:02	大丈夫かなと思ってるだけなのでちょっとおきますと、
2:31:05	この3ページに、
2:31:07	書いてあるところで、
2:31:09	天板の中っていう話が出てるので多分そこがちょっと話が、
2:31:16	ややこしくなってるのかなと思っています私の認識としては、そもそも津波のバウンダリーとしては、この3号放水ピットまでで止めますっていうのが、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:31:27	全体の方針になったということですよね。まず、
2:31:32	多分ね、そこが、それがだから、天端が10メートルになろうが11メートルになろうが、そこは変えませんってことですよねまずね。
2:31:40	だからそこが多分もうぼやっとしてるので、
2:31:43	多分わかりにくくなってんだらうかなと。
2:31:45	10001130回審査会合のときには、まだ魅力津波とか決まってない段階では、多分その、もともとこの補機放水量のTPが7メートルだったかな。
2:31:58	7メートルの位置まで来るか来ないかっていうところがわからないので、少しそこがぼやっとして、聞いてなかったと。
2:32:06	そこを我々としては指摘されてきた事業者として指摘されてきたと。そこは要は入力津波の結果なりその感度解析の結果を百田待たないでも、
2:32:17	示せる方針を示すということで今回これを持ってきたと。だからそれが、入力津波の結果の感度解析が変わろうが、ここの3号機放水ピットで、
2:32:29	津波を止めるという整理は変えないっていうのが多分、今回の右の回答になるはずなんです。多分そこが見えにくくなってるので、
2:32:39	多分そこをしっかり書いてくださいっていう。
2:32:43	それをすることによって例えば感度解析先ほど言ったように下の解析の結果で、例えばもう1回その一時放水ピットまでもう1回そのバウンダリーを後ろに下げるのか下げないのかってそういうことはやりませんって、多分そういうことだと思うんですよ。
2:32:57	だからこそ、19、19ってか並行審査してても、特に問題ないんですよと。だから結果的に、
2:33:03	前は7メートル下かもし入れないし上かもしれないぐらいの解析結果だったけど入力津波のいろいろ話があって多分それを超えるでしょうと。それを目に見えてるので、
2:33:14	まず逆流防止設備を作った上で、
2:33:17	発足には流しませんよと。
2:33:20	さらにもうちょっと高くなったら今度かさ上げしますよと。なので3号機放水ピット必ず守りますよと式の1は守りますよって多分そういう整理を、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:33:30	多分明確に書いてないので、多分そこがわかりにくくなってるのかなと。
2:33:35	先ほど言った逆流防止設備の佐田アノ補強水路の補
2:33:40	アノ排水についてはっていうと、結局入力津波の結果によって大分変わってくるよねと。
2:33:46	なので入力津波の結果を出てから説明しますっていう、そういうことですよ、入力津波の水位が上がれば上がるだけとか違って、長くなれば、
2:33:55	当然、要は逆流防止設備が今朝、作動して、放出できる時間が巢決まってくると。
2:34:05	それは一時放水ピットの許容量にもよってくるし、今の現状の法機能を瓜生寮から向かってくるので、それは入力津波の
2:34:16	結果が出ないと、そこはできないよと。
2:34:19	いう話になってると思うので多分その辺の整理を、
2:34:23	うまくつけていかない付けた資料にしておかないと、
2:34:26	あれもこれも、
2:34:28	足りないんじゃないかって話になるので、事業者の方でよくその辺は整理してください。私からは以上です。
2:34:36	はい。北海道電力村島です。コメントをいただきました件承知いたしました。まずは、今回の逆流防止設備を設置することで、津波のバウンダリをどこにとるかということで放水ピットで止めるということはまず、明確に記載させていただいた上で、
2:34:53	この状態の中で、管路解析の条件をこうやった結果の解析をやった結果ですね、数値、高さが高くなるようでしたら二の矢として、
2:35:06	対応策を考えますと、いうことをちょっと順序立ててですね、記載させていただきたいと思います。
2:35:29	規制庁藤原です
2:35:31	インダの方から補原子炉補機放水炉のコメントを油井マエダして、まだ未回答ですこれパワポにも何がしか、ツツミがあると思うんですけどもう1個ちょっと、
2:35:42	同じ規制、既設の機能という観点でですね、これはコメントリストす。資料3-4の
2:35:51	2N o. 215。
2:35:55	資料3の49-34ページの、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



2:35:58	215 これで、コメントの内容はですね、耐津波設計方針としてこれ3号放水ピットのところですね、流路縮小工。
2:36:07	当時のコメントとしては、どんな方針に既設の機能、CWPの機能とかを阻害しないように、設計するのが説明することってというのがあって今の状況は一部説明済み。
2:36:20	これはどうなんすかね今
2:36:23	同じ既設の機能という観点でちょっとCWPに関してもちっとお伺いするけどこれ今状況って、
2:36:29	どんな感じでしょう。
2:36:46	北海道電力の上田です。こちらコメントいただいた当時は3号炉放水ピット立小コウノ、施設への影響の観点でCWピアノ、循環水ポンプ等の
2:37:00	系統やその他の配管ですね、の機能を阻害するかどうかというコメント趣旨だったと思います。CWP原子炉、ああじゃ循環水ポンプに関しましては、津波時、
2:37:13	については停止する運用となっておりますので、そちらに関しては、機能に対する影響ありませんよっていうのを、3月の審査会合のときにも、
2:37:25	ご説明してございます。その他の配管に関してと、あと原子炉冷却海水系統の影響に関してはですね入力津波が決まらないと、高さが出てこないということもあって、
2:37:37	最終的な評価ができないということで、ここでは一部説明済みっていう形にして、津波来襲時の評価については、その結果を受けて、再度ご説明しますというような、そういうまとめにしております。
2:38:05	私ですけれども
2:38:07	CWPの機能影響は入力津波の値高さが変わることによってもこれまでの基ん、影響ないで強いものは変わらないですよってことは変わりないということは、
2:38:20	再度どっかで、一応念のため言っていない、説明していただけることなんですかね。
2:38:28	高さが変わると。
2:38:30	例えばCWTの配管への、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:38:34	何か加圧の程度が変わりますとかね、いやそんなものははるかにちっちゃいから影響ないですよとかねそんな話ってのが当然あるんで、いや過去に説明はいただいたんですけども、
2:38:46	それは以前説明した通り変わりませんよって話はどっかでちゃんとしていただけるということでよろしいんですよ。
2:38:53	どう電力の植田です。入力津波高さが決まった段階ですねその辺含めて、すべてまとめて再度ご説明する予定でございます。
2:39:49	藤規制庁藤原です。そしたらパワポに関連するまとめ資料に関して、
2:39:56	担保に関連しない、まとめ資料内容もあるんですけどまずはパワポに関連するまとめ資料の件で、確認等ございましたらお願いします。
2:40:12	矢崎ですけども、資料3-2の、
2:40:16	別添1-2-2の22ページですね。
2:40:22	ここで22ページで書いてある文章で、ナカツジになってる箱書きの下で、
2:40:28	いわゆる
2:40:34	循環水管のベントつきマンホールとか云々とか、フランジボールとかいろいろ書いてはあるんだけど、
2:40:40	それは図の2-2の中のさ、13-2に示す通りって書いてあって、
2:40:46	23ページ見ると、
2:40:49	確かにホールところが何か書いてあるんだけど、
2:40:52	この言ってる文章とあれってのはよく、
2:40:55	構造的にあまり理解できないんだよく見てみると、循環水管の破線のところに満フォルダと、
2:41:02	地上面に飛び出してあるような形で見えるけどそのところ、
2:41:06	フード、多分あれですよね円のマンホールのふたがあって、
2:41:10	蓋のところがそのフランジボルトで止まっているから水は出さないとあって言ってるんだよね。その状況が、この数を見て、ちょっと想像できないとか思い描けないんですよ。初め、何を言ってるのかよくわかんなかったのよく見るとマンホールっていう、
2:41:24	かえてハヤシはしてあるけども、
2:41:26	そうそれが循環水管から伸びたものなのかって、図線がラップしちゃってるかよく見えないのがあって、ここもう少しわかりやすくできないですかね。ただ、わかりやすくIIを、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:41:36	この
2:41:38	文章と、
2:41:39	図が対応できるような解説をちゃんと
2:41:42	例えば、詳細図をつけるとか情報にですね何か
2:41:48	対応可能でしょうかっていうだけなんですけど。
2:41:51	北海道電力の植田です。図がわかりにくくて大変申し訳ございません。
2:41:57	マンホールの説明しているところに対応するようにですね、町長再度つけると、検討して反映したいと思います。以上です。
2:42:08	よろしくお願いします。
2:42:17	規制庁の伊東ですすみませんちょっと関連で、今のマンホールについて聞いてしまうんですけど、これを、
2:42:24	マンホールで地上部まで伸びている感じなんですかね。この循環水管にフランジか何かついていて、素行に立坑みたいな感じで繋がってる感じですか。地上部。
2:42:36	ちょっとそこら辺がよくわかってなくて設置状況ですか。
2:42:40	北海道電力の植田です。構造としましては循環水管にマンホールがついてましてそれフランジボルトで、
2:42:51	二つ構造で接続されてますと、その周りを、この保護管という立坑みたいな形でですね、伸びているそういった状況になってます。
2:43:01	規制庁の伊藤ですそうするとその立坑は、地上部に、その何ですかね繋がってるってことですか。
2:43:08	この繋がってる先ってどうなってんすか。
2:43:11	北海道電力の植田です。建更はこちらの、
2:43:15	5条別添1-2の23ページに、農大。
2:43:22	2-2の13図、
2:43:24	もう本スリッドの平面図がありますけども、こちらの図に示しますようにこの中、
2:43:30	日々10メートルのところまで、保管は上がってますので、そこが立坑になってるようなそういう状況です。
2:43:39	規制庁のイトウですわ。これはわかりました。はい。
2:43:44	多分金行爲ったところは今後説明してもらおうようなところになるのかもしれないんですけども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:43:51	もしそうなら、何ですかね、敷地へ繋がる開口に蓋をしているっていう。
2:43:58	ように見えるんで、なぜそれが浸水防止設備じゃないのかっていう感覚もあるんですよ。その観点からもちよっと、今後説明していただきたいなと思うんですけどもし浸水防止設備でないっていうのであれば、
2:44:10	位置付けない理由等も今後説明してもらえたらなと思います。
2:44:17	ガイド電力の植田です。こちら位置付けに関しても、整理した上でご説明したいと思います。以上です。
2:44:25	はい。規制庁伊藤です私からはこの件以上です。
2:44:37	パワポに関連する。
2:44:39	まとめCをツツミください。
2:44:44	規制庁の井藤です。すいませんパワポに関連するということで逆流防止設備のちよっと関係でその添付 38、5 条別添 1 添付 38。
2:44:58	と、
2:44:59	10 ページ以降、
2:45:02	この 5 ポツで、逆流防止設備に関する許認可上の扱いについてっていう項目があって、これ、今回設置している 3 号の逆流防止設備の話だと思うんですけど、
2:45:13	これつけてる意味がちよっとよくわかんなくて、
2:45:16	これは何のために整理したんですかっていうほかの浸水防止設備と比べてどのような違い特徴があって、
2:45:24	これ多分 12 号に設置する逆流防止設備とかと同じような整理をしようとしてるようにも見えて、同じような検討をしようとしてる、検討しているような、
2:45:35	多分資料なのかなと思っていてこれ、
2:45:38	何のために整理してんですかね。
2:45:40	ちよっと他の浸水防止設備との違いが全然わかんなくて、
2:45:51	北海道電力の小林です。今ここ書いてるのは、3 号の流路縮小工のヒアリングのところから指摘事項を踏まえて、ちよっと反映したところでして、
2:46:03	今回逆流防止設備設置するにあたって、既設の放水機能に影響を与えないように設置すると。
2:46:11	そういう

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:46:13	設置する前に、そういう検討をしないといけないのであれば、その位置付けっていうのを整理する必要があるというコメントを三郷流量縮小この時に受けて、それで今日、協議委員会の影響っていうのを、3号の流量縮小この時にも記載してまして、
2:46:29	今回も記載したという位置付けになっています。
2:46:35	規制庁の伊藤です。
2:46:37	藤。
2:46:39	補設置に伴って、既設への機能に何らかの影響を与える場合と整理。
2:46:46	場合はこれを、
2:46:48	整理したっていうそういう回答ですかね。
2:46:51	はい。その通りです。
2:46:54	ですので3号の流量宿直の時には、3号の法制機能に影響を与えないように設置するっていうところを、その位置付けを整理する必要があると許認可上の影響として、
2:47:06	というコメントをいただいてそれを江藤記載していたと。逆に今回の逆流防止設備もそれは同様の位置付けなので、と記載しているところなんです。
2:47:19	はい、わかりました整理はわかりましたちょっと、
2:47:23	詳しい確認は今後したいと思いますがとりあえず整理わかりました。
2:47:43	規制庁藤原です
2:47:47	パワポに関連しない、まとめ資料の記載売りで、ちょっと今回の説明の対象外だとは思いますが、今現時点にちょっとあらかじめ、こちらから資料を見て、言った方がいいというコメントが、
2:48:00	ある場合についてはちょっと規制庁側からの方からちょっと確認をしたいと思います。
2:48:10	通常ナカセです。資料3-2については、結構ツジとか多くて、全体の
2:48:17	資料としてはでき上がってないと思うんですけど、ちょっと今我々が、私が見た範囲で、
2:48:22	時期になった点について
2:48:25	コメントします。
2:48:27	12ページ13ページ目に、
2:48:31	第2、2の2表には三つ並んでる表の

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:48:37	斎木に接続する経路ってということで、2分の12分にあるんですけどここに、
2:48:44	高さが書いてあるんですけどこの高さって、
2:48:47	について、
2:48:49	流入箇所をすべてを図示することが必要だと思ってます。
2:48:54	例えば紙資料2ポツ2-7の8とか9図、
2:48:59	ページ16とか17ページとか、
2:49:02	同じく2-2-12とか13、15図、
2:49:08	ページで2-22ページ23ページ。
2:49:13	24ページにおいてもですねすべての流入箇所とその標高が記載されてないんですね。
2:49:19	だから、
2:49:20	せっかくこういうのを作ったら、図で、どこの標高かってわかるようにして欲しいと思います。
2:49:28	よろしいでしょうか。
2:49:32	ガイド電力の植田です。ご趣旨承知いたしました。江藤。今現状作っている資料がですね島根さんの記載や尾川さん、稲川さんの記載を真似た形になって作っているところもありましてちょっと詳細な
2:49:50	その寸法すごい高さに関して、すべて図に落とし込むっていうところは、ちょっと他社との横並びでやっていないこともあったんですけども、その方がわかりやすい資料になると思いますので、その辺、
2:50:04	反映できるよう考えて修正したいと思います。はい。お願いします。同じく、資料でですね、
2:50:11	ページ、
2:50:14	2のローン。
2:50:16	2-2の15ページ。
2:50:18	を見ますと、加瀬、これは波線は大丈夫何か言っても、
2:50:25	高さが高さに関する参考する裕度0.26メートルってどっから出てきたんでしょうかっていうのと、
2:50:35	下2それから13行目3に、
2:50:38	なクレーン等を必要せず入力で15分以内に開閉可能な仕様というこれらの数字の根拠がわからないんですけどこれって、
2:50:49	この資料の中に書いてあるんでしょうか、書いてないとなれば、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:50:53	追記が必要だと思いたすがいかがでしょうか。
2:50:56	北海道電力の上田です。まず最初の参照する裕度に関しては、この2.2の章ではなくてですね別の融度に関する記載している所がありますんで、1-1章のところに、
2:51:12	まとまっていますそのまとめ資料全体としては資料の中で、参照する裕度としますっていうような、そういう記載でなっていますんで、ちょっとこの
2:51:21	資料だけを見ると、そういった形になってるんですけどそういった繋がりになっています。
2:51:29	水密扉防水平均設置する水密扉なんですけどもこちらの分数自体は、決まっていなくてというのは津波の継続時間等が決まっていなくてというのも、
2:51:41	あるので、ここは現状、暫定で女川さん等と合わせるような形で記載していますが、
2:51:49	今後ですね防水平均の添付資料を作る予定になってますのでそちらの方で詳細を検討した結果を記載する形になってございます。
2:51:59	了解しました。ただ我々この資料を見ると、第1章がないもんでわからないんで、
2:52:06	資料出す時には注意書きで書いてもらえば、後日説明で構わないんで、しっかり書いてください。
2:52:13	この資料がどこに書いてあるかわからないと本当に、
2:52:17	何か見てるかわかんないと思うところもあるんでその点はよろしくお願いします。
2:52:22	あと資料、同じページの18ページの中に、
2:52:27	へえ。
2:52:28	藤。
2:52:30	例えば何かが、
2:52:32	何だろう。
2:52:34	へえ。
2:52:35	どうする。
2:52:37	椎野区画への流入の可能性の下から6名運営とか何行目に、
2:52:44	低耐震クラスの配管てくん合ってるんですけど、
2:52:48	これ以前側で使うという話は聞いたんですけど、低耐震クラスっていうのは、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:52:54	耐震Cクラスなのか、耐震CとBを入れるのか、この点1っていうのは書いてないんですけど、
2:53:01	どういう方、どういう定義で書いてるんでしょうか。
2:53:32	サイトウ電力の植田です。ここで記載している低耐震クラスの配管に関しては、Sクラスでは大配管Sクラスで機能が維持できない。
2:53:45	配管を示してございます。
2:53:48	檜垣でちゃんと書いといてもらえませんか。
2:53:51	Sクラスでないということは、BCクラスという、
2:53:54	解釈でよろしいでしょうか。
2:53:56	実際はCクラスの配管になりますが北井のアノ定としてはその通りで問題ございません。資料としてわかるように修正したいと思います。
2:54:08	よろしく申し上げます。
2:54:15	あとすいません、資料のですね、20、A2の30から31ページ目。
2:54:24	について、
2:54:26	河川からの取水配管について、配管を高台で移設することによって、津波の侵入経路にならないように対策するってことはもうわかったんですけど、
2:54:38	この取水配管、原水槽配管。
2:54:41	の役割とかですね耐震クラスとか、安全重要度分類についてはどんなもんなんでしょうか、説明がないので。
2:54:50	もし重要なものだったらこれも津波防護せず、本をしないといけないかわかんないんですけど、ここら辺について説明お願いします。
2:55:17	北海道電力の植原ですけれどもこちらは耐震Sクラスでもないですし津波防護対象設備には該当しないものと考えてございます。
2:55:28	耐震クラスと安全重要度とあと、どういうやつ、根井サイトで使ってるんですか、この減衰は。
2:56:00	対象じゃない、5条の防護対象。
2:56:08	要件も付けて、仮にイシイやったら、大体、
2:56:13	すいません、それでも将来さん。
2:56:16	布田さん。
2:56:18	大体とか、
2:56:57	配管とかポンプ、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



2:57:00	これは、
2:57:27	わかんなければ、持ち帰ってちゃんと回答ください。
2:57:31	よろしくお願いします。
2:57:33	北海道電力の植原ですけれども承知いたしました。こちらの役割あと耐震クラス、安全重要度について確認した上で、
2:57:44	津波防護対象をではないかどうか。
2:57:48	含めてご説明いたします。
2:57:52	はい。続けましてA2の3839これ図面あるんですけど、
2:57:59	この中に、水路の標高とか、
2:58:02	津波の高さとかわかるやつをできるだけ記載してください。
2:58:07	はい。
2:58:07	これについてはよろしくお願いします。よろしいでしょうか。
2:58:13	北海道電力の植田です。ご指摘承知しました高さとかわかるように記載したいと思います。
2:58:20	あとこれ、図面だけなんですけど2-42ページ。
2:58:25	これ一の図の2-2-29図の中に、
2:58:31	これ
2:58:34	逆流装置棒Cが入ってないんですね。実は、ゆ44ページ見ると、しっかり
2:58:43	逆流防止や設備が入ってるんで、何か図面見ると、入ったり入ってなかったりするんで、
2:58:52	この図面上の整合性2を確保してください。よろしいでしょうか。
2:58:58	北海道電力の植田です。この図なんですけども、意図としては、通常時のその対策を打ってない状態での、水路等含めた水も含めて、
2:59:12	記載しているような形になってまして、2-29の後に、対策を含めて書いてるのがあったっけ。
2:59:24	入ってない。
2:59:27	今、
2:59:30	44ページのところに書いてあるのがですね、津波時にこういう対策を打ってますというようなそういう意図になってるんですけどもちょっとわかりにくいところがあると思いますんで、この資料全体、同じような形で、島根さんと、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:59:46	比較しながら書いてますが、そこもわかりやすいように、記載を改めたいと思います。
2:59:53	よろしくお願いします。41 ページを読むとですね、その対策前と前後っていう話を書いてないもので、
3:00:01	やっぱり説明がないと、何、何かなと思うんで、修正の方、お願いします。
3:00:08	北海道電力の植田です。承知いたしました記載、誤解ないような記載になるように、修正したいと思います。
3:00:19	はい。規制庁の谷口です。一つだけお願いがあります。
3:00:23	まとめ資料の 2-28、
3:00:29	屋外排水炉の話が書いてあって、
3:00:33	ここもう逆流防止設備を基礎入れますって書いてあるんですけど、
3:00:38	その絵がありません。それで、
3:00:41	3-1 の方のパワーポイントの 10 ページ目のところに、
3:00:47	その後で書いてある断面図があるので、
3:00:51	これをまとめ資料の方に、やっぱりこれと同じものを入れていただいて、説明わかるようにしておいていただければと思いますけど、いかがでしょうか。
3:01:04	ガイド電力の植田です。ご指摘承知いたしました。この資料もちょっと、他社さんになっちゃって書いてて、断面図等がないような形になってますので、そちらもわかりやすいように記載したいと思います。
3:01:21	よろしくお願いします。以上です。
3:01:31	はい。規制庁の伊藤です。
3:01:35	別添 1 の、
3:01:37	2 の、
3:01:39	2 の 19 ページでちょっと確認させてください。
3:01:47	海水ポンプエリアの壁面を貫通する配管の説明があって、撤去するから、そういった配管はありませんっていう説明だと思ってます。
3:02:02	以前津波防護関係のヒアリングの際は、確かこの取水ピットスクリーン室から、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:02:10	循環水ポンプエリアの方に貫通する配管があって、そこはS s機能維持するんで、そっからは水が入ってきませんみたいな説明があったと思うんですけども、
3:02:23	そういったものも進めてなくして、
3:02:27	ここには貫通する配管はないとそういう理解でいいんですかね。
3:02:33	北海道電力の植田です。今後、コメントあった内容をなんですけども、この図に記載している通りで、今取水ピットスクリーン室側から、この原子炉器冷却海水ポンプエリア、
3:02:49	に繋がるところの配管はすべて撤去する形にして、貫通部に関しては止水処置を行いますので、そこから入ってくるような経路はもうないと、そういう考えに変更してございます。で、取水ピット、
3:03:04	ポンプ室の部分から入ってくるような、津波に関しては循環水管や海水ポンプ等ございますがそちらに関してはS s機能維持とるという方針に変更ないので、
3:03:19	主にピットポンプ室側の上からですね循環水ポンプエリアの方は
3:03:25	耐震性はあると、そういうような整理してございます。
3:03:31	はい、わかりました。以前からちょっと方針を変えられたということで理解しました。
3:03:38	あと、ちょっと外郭防護全般の話なんですけども、別添1-2-2の、
3:03:47	11ページ以降で、
3:03:53	多分説明されてる内容の順序としてまず敷地への流入の可能性のある経路を、
3:04:00	特定して、それが12ページ13ページで書いてあるという、そういう理解でまずよろしいですか。
3:04:08	北海道電力の上田です。その理解で問題ございません。
3:04:12	そうなのであればちょっとかいい機に接続する経路ってちょっと表現がわかりづらいので、素直に、敷地への流入の可能性のある経路と、
3:04:23	書いていただいた方がわかりやすいかなと思いますがいかがですか。
3:04:27	北海道電力の植田です。はい。すいませんこちら島根さんの記載をできるだけ踏襲する形にしてしまったせいだと思います。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	たわかりにくい記載になってしまったかと思imasので、今アドバイスいただいた通り敷地への流入する経路というような形で、
3:04:43	記載を改めたいと思imas。
3:04:45	清町の伊藤です。そうなのであれば、14 ページとかもですね、図の名前もちよつと改めていただきたいなと思imas。この敷地への流の可能性ある経路を特定して、それぞれのこの挙げられた経路から、
3:05:02	多分地上部への流入等建屋、
3:05:05	それと区画への直接的な流入の三つの流入を検討されているような構成かなと思imas。
3:05:13	ちよつとその関係で、図とか
3:05:19	ところで、
3:05:21	ちよつと足りないかなと思imasるのが、まず先ほどの流入の可能性のある経路として挙げている。
3:05:30	経路を、2-14 ページの 2.2-4 図で書いてあると思imasんですけど、
3:05:38	多分、
3:05:43	前のページで書いてある表の流入、
3:05:47	箇所までの経路はここに書いてないのかなと思imas。
3:05:51	いるんですけど、これは、
3:05:54	流用の可能性のある経路として流入箇所まで上げているのであれば多分その湯流入箇所までの経路が、敷地に流入する。
3:06:04	する可能性のある経路。
3:06:06	だと思imasのでそこまでちゃんと書いた方がいいのかなと思imasんですけどいかがですか。
3:06:12	北海道電力の植田です。おっしゃる通りで、この記載、この図だとですね今、大きなところだけを記載して、これも他社と倣った形になってしまつて、
3:06:23	ちよつと、
3:06:25	細かいところまではですね記載できてないところござimasので、この図1枚で表すかちよつとまた開けるかっていうのはまた、見え方を見ながら考えたいと思imasんですけど、流入箇所がわかるような、そのような図にしたいと思imas。
3:06:41	はい。規制の適正化検討をお願いします。規制庁の伊藤です。あと、15 ページなんですけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしてimas。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:06:50	これもちょっと同じような観点で、この図D、
3:06:55	これは取水系の多分流入経路を書いている、循環水系が書いてないですね。多分、
3:07:03	前で循環水系についても挙げられているので、そこもちゃんと網羅した方がいいかなと思います。
3:07:10	いかがですか。
3:07:12	と電力のウエダですアノご指摘承知しました10月意見も含めてを記載するようにします。
3:07:19	はい規制庁の伊藤です。同じ観点で21ページの図も同じですこれはハウスイ側だと思うんですけど、
3:07:28	循環水系と、あと、
3:07:32	一次系放水ピットまでの補機放水の経路とかも、一応経路としてまず挙げて、多分対策打ってそっからは、そこは流入経路になりませんっていう説明が今後続くと思うんですけど。
3:07:46	まず経路として挙げるのであれば、そこはしっかりと書いた方がいいのかなと思います。
3:07:52	サイトウ電力のウエダです他のところも含めて横並び図りたいと思いますんで、この辺修正したいと思います。はい。よろしくお願いします。あと、
3:08:02	1-15ページに戻っていただいて、この敷地敷地上部への流入の可能性。
3:08:09	この括弧Aのところですね、の検討。
3:08:13	等、
3:08:14	あと、
3:08:16	18ページで、建屋の湯建屋への流入の可能性、それと、
3:08:23	(シ)で区画への流入の可能性というのを、三つ検討されていて、それぞれ、こういった経路が挙げられますっていうのがまず冒頭に書いてあるんですけど。
3:08:33	何でその経路が挙げられたのかっていうそこも、説明を追記していただきたいなと思ってます。
3:08:42	B、B、この建屋への流入の可能性は多少ちょっとつつ、
3:08:47	記載があるんですけど他は、例えば区画への流入だったら
3:08:52	抽出された経路が、区画への流入、
3:08:58	区画っていうのとの関係が、ちょっと見えないので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:09:03	そこを補足していただくと、よりわかりやすいのかなと思います。地上部も同様です。
3:09:10	この点はいかがですか。
3:09:12	北海道電力の井戸ですご指摘をちょっと確認したいんですけど、18 ページの例えばCであれば区画への流入の可能性のところで、一応主水路に繋がった上で、
3:09:26	こういった原子炉、
3:09:29	区画、津波防護対象設備を内包する区画として、こういうのが挙げられますがっていうような形で記載しているんですけども、この部分をもう少しわかりやすいように修正するようなそういった意図でしょうか。
3:09:43	はい規制庁のイトウですそうですねここと言えば、3、4 行目あたりから、海水ポンプエリア、循環水ポンプ
3:09:55	こういう中で多分エリアがこう、
3:09:57	挙げられてるんですけど津波防護対象設備を内包する区画っていうのと、挙げられてるエリアとか建屋との関係がよくわからないので、そこら辺明確にさせていただいた方が、なぜその経路を抽出したかがわかると思います。
3:10:11	北海道電力の植田です。ありがとうございます内容よくわかりました。確かにこのエリアを変えた上でそこに可能性として挙げられるのはこれですっていうのはその端的な記載になってますので、こういった繋がりですここに、
3:10:24	流入する可能性があるのかっていうところをわかるように、すべて見直したいと思います。はい。規制庁の伊藤です。
3:10:31	事業部の方も、なぜ市場ぶーにリングする可能性のある経路としてそれを選んだかっていうのも、補足で説明していただければと思います。
3:10:41	開口部とかでもそういう関係だと思んですけど、
3:10:44	よろしくお願いします。
3:10:45	北海道電力の植田です。はい。こちらの区画以外にもですね他のところも同じような記載で、整理してございますので、そこもしっかりとわかるように修正したいと思います。
3:10:57	はい規制庁の伊東です。続けてすいません。
3:11:01	2-16 ページですかね。
3:11:04	これは記載だけなんですけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:11:08	ちょっとこの赤いライン、2.2-6の図にある赤いラインですけどもこれって、何を指してるんですかね。
3:11:18	パッと電力の上田です。こちら指してるのはですね防水液位を示している形になってまして、これ島根さんの記載でですね同じ膨張比ありましたんで、横並びで合わせるためにですねちょっと記載を、
3:11:35	してございますちょっと僕はわかりにくいかなと思うので少しくう、何かシマダさんと合わせながらもうまく伝わるようなそういう記載を考えたいかなと思います。
3:11:47	規制庁の伊藤です。わかりました私これ所見では全くこれが防水劇だってなんか一応判例はあるんですけど、わかんなかったんで、防水液位を示すのであれば、
3:11:58	ちゃんとその防水平均の構造物を囲った方がわかりやすいんじゃないかなと思いますんで、その辺は、
3:12:05	適宜修正してもらえればなと思います。
3:12:10	北海道電力の江田です。中日わかりやすいように修正したいと思います。はい。規制庁の伊藤ですよろしくお願ひしますちなみに防水引き今困っているつもりかもしれないですけど、
3:12:23	AA断面とかだとRC部抜け落ちてるんで、その辺もちゃんと見直していただければなと思います。
3:12:33	続けてなんですけど17ページこれも記載だけです。
3:12:38	ドレンライン逆止弁、
3:12:41	が図のマークと凡例のマーク違うので、そこは修正してください。
3:12:50	北海道電力の植田です。大変申し訳ございません。伴図の中の記載は0ですけども、凡例が四角になってますので、そこを修正したいと思います。
3:13:03	規制庁の伊藤です。あと最後に、すごい細かいの1点だけで、添付の38-2。
3:13:17	米印、一番最下部に書いてある米印のこの3号炉原子炉機器冷却改正法水路出口分は1、
3:13:25	ていうのは、これ新設する、
3:13:29	逆流防止設備の数、その設置する場所のことを指しているという理解でいいんですかね。
3:13:35	北海道電力高木ですけれども、今ご認識の通りで、今、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:13:39	ヒグチの配管のところを二つ、二つに分離させますけれども、その、
3:13:44	配置の仕方として、そこは今ちょっと想定ですというところで、今この注記を書かせていただいております。
3:13:49	はい。規制庁の伊東です。既設のところは、特に変える予定はなくて新設のところをどこにしようかっていうそれだけっていう理解でいいですか。はい。今日の通りです。
3:13:59	ありましたそしたらこの出口部は、配置っていうのがどこを指してるのかがちょっとずっとこの文章だけだとちょっとわかりにくいので、何かわかるようにしてもらえたらなと思います。
3:14:12	はい。北海道電力高木ですけれども、了解しました。ちょっとコメントを踏まえましてちょっと記載を見直したいと思います。規制庁の伊藤です私から以上です。
3:14:23	規制庁藤原です私の方がちょっとこれまであった内容、一部ちょっとあるかもしれないけど、まとめのですね別添1-2-2の15ページにちょっと戻っていただいて、この15ページであの、
3:14:35	なお書きのところですね、要は没水平平均ナカ2、車両が発信する時に設置するスギタビルは原則閉止運用なんですけども、当然何かナカニシ
3:14:46	車入るときには開けますよとで開けるときに津波が来たときには、多分15分以内に開閉下の多分、中に車がいっぱい出ていって15分に閉めると。
3:14:57	こういうようなオダ側も一緒だと思うんですけど、ちょっと女川と多分違うところは津波の到達時間という観点でちょっとどういふうな関係になるのかなというところがあってその辺ってのは今、
3:15:08	検討中だからこの破線囲み発芽組ってのはあれですか、今検討中という内容がここに書かれているので一応、
3:15:16	それも踏まえて、考えられてるという理解でよろしいですかね。
3:15:20	オダ電力の植田です。今これ図面あった内容の通りでして、津波が来たときにはあど、
3:15:28	車が出て、しっかり閉めれるといった一連の流れで整理するように、設計いたしますのでここで今仮に15分としてますけども、最新の、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



3:15:38	フタミの結果とか津波の到達時間、含めて、最終的な数字を入れると、そういうような記載でございます。
3:15:47	はい。規制庁藤原です。わかりました。
3:15:51	続けて 16 ページにちょっといっていただいて、
3:15:54	ちょっとさっきアノイトウとのやりとりの中で一部ちょっと何だっけな、取水ピットスクリーン室に繋がる配管、については撤去した上で多分試食なのかな。
3:16:07	ていうふうな話があって、ちょっと本、反対側、
3:16:12	この 16 ページでいく等を
3:16:16	これ、図面の名称は書いてないんですね上から二つ目の、
3:16:21	断面図です拡大図のここで、階数 S クラスの原子炉補機冷却海水ポンプ室があってこれに橙色の細胞ラインあるじゃないですかで、
3:16:32	その左側海水取水ポンプと循環水ポンプというのがあって、さっきイトウとのやりとりだと、海水ポンプと循環水ポンプは S s 機能保持とする。
3:16:44	だから水は入らないんだったら、今の話から言うと津波防護ラインの橙色のラインっていうのはこの床面 2、
3:16:52	来るようなちょっと印象を受けたんですけど、そういうわけでもないですかね。
3:16:57	北海道電力の植田です。今、津波防護ラインと考えているのは、
3:17:04	耐津波設計をする上で、守るべきラインと、そういう考えでございますので、現状そのライン自体は T P 10 メーター敷地、
3:17:15	寄り添うさせないとそういう考えで行った上で、対策として今ここで、他のページにも書いてるんですけども、ドレンライン逆止弁であるとか、浸水防護設備、浸水防止蓋、
3:17:26	等をつけますので、実質的な津波のバウンダリとしてはこの床面になるとかそういった、ちょっと
3:17:33	防護ラインとバウンダリの違いになってしまうんですけど、そういう位置付けで表記してございます。
3:17:40	はい規制庁藤原です何かわかるようにわからないような質問、説明あったんで、ちょっと今後整理いただきたいのは、要は浸水防護重点化範囲っちゃうのがどこにあって、それを防護するライン或いは敷地の T P 10 メーター、敷地への流入、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:17:56	防止の観点から設定するものそれが津波防護ラインとして設定するものであるので、それ以外として例えばその、海水ポンプ室から海水ポンプかな、から要は配管が繋がってるわけですよ。
3:18:09	そっからその水が行かないような取り組みとして、一つとしてその海水ポンプをS s機能を保持する、あとマージン海水ポンプを成績の保持とする。あとじゃあ残り。
3:18:20	どっか
3:18:23	床面下床面っていうのがこの海水ポンプやら、循環水ポンプの床面ですね、これがどんな状態かもしかしたら浸水防護重点化範囲ほど、
3:18:34	S Sの止水性能は要らないのかもしれないけど漏えいを評価するなり、そこら辺がちょっとよくわからないんですね。ですのでちょっとそういった、何ですかね、守るべき対象後、
3:18:46	意図する評価っていうのを踏まえてその床面のその評価の方針これちょっと、今後説明いただけるようお願いできますかね。
3:18:56	北海道電力の植田です。今ご説明、ご指摘のあった内容に関してですけども、浸水防護重点化範囲をどちらにするかっていうのは内郭防護でもしっかり定めますし外郭防護としては、
3:19:09	ポンプの床面等を、もちろんどのぐらい漏えいするかっていうの外郭防護2の方でも、評価した上でやりますので、そこを含めてですね、全体として、1の説明の時には、
3:19:22	位置付け等、はっきりさせた上で、ご説明したいと思います。
3:19:28	はい、わかりました。
3:19:44	少々お待ちくださいちょっと今庁内で打ち合わせ中で、
3:21:03	規制庁の大橋です。
3:21:06	別添1-22-32以降で、
3:21:11	随時なんですけど、
3:21:13	茶津入行トンネルとかアクセスルートトンネルの、
3:21:17	どこまで津波が遡上するかっていう話が、コメント130で、
3:21:23	に対して今後回答するという話なんですけど、
3:21:27	これは
3:21:30	例えばトンネルルーの小口まで津波が遡上してきて、そっから先、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:21:38	トンネルの内部に対しては、トンネルの中のどこまで上がるかっていうそういう遡上解析みたいなことをやるっていう方針なのか教えてください。
3:21:56	北海道電力の植原です。津野祐孝トンネルに関しましては、現状以前入力津波側でもご指摘いただいていたかなと思うんですけども平面二次元解析の結果等を見まして、
3:22:10	このトンネル区間の中でどのあたりまで遡上する、この左側の区間1の、どの辺りまで遡上するのかっていうのを確認することで考えてございます。
3:22:22	3600
3:22:38	あ、すいません。
3:22:40	はい。北海道電力の村島でございます。現状の計画といたしましては、今ご指摘いただきました通りまず高さの評価として平面2次の
3:22:52	津波の波高としての高さで明かり区間に到達するかしないかっていうのを確認いたします。それから、トンネルA部に関しましてはこれ水没域になりますので、ここからA部からAB部に向かって、
3:23:05	トンネル内を水が走るかという観点で感度解析はやると考えてございます。はい。
3:23:13	規制上発生するそういう、甲斐関井を踏まえて評価するというところで理解しました。
3:23:44	規制庁フジワラですその他、何か、まず、会議室の側で追加ございますか、もう全体通じて構いません。
3:23:54	もしよければ、田内さんいきます。
3:23:58	まずウェブで参加の、
3:24:02	石田さん、何かございますか。
3:24:05	規制庁の石田です。
3:24:07	1点確認させてください。
3:24:11	電気の2の、
3:24:13	2の18ページと19ページのところで、
3:24:19	18ページですね、両括弧C区画への流入の可能性っていうところの、
3:24:25	最後のパラグラフのところで、ですね、低耐震クラス配管のところで、これらを撤去する。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:24:35	ていうふうに書かれていまして、19 ページの方の 2-2-10 図で、具体的にその対象となるようなものが、と書かれているんですが、
3:24:47	これは
3:24:49	撤去なんでしょうか、移設なんでしょうか。
3:24:55	確認させてください。北海道電力の植田です。
3:25:01	まずですね所内用水と初代用空気配管に関しては、これもともと今主事とスクリーンズでの製造とかその辺りで使っていたものなので、
3:25:16	運用を検討した結果ここに配管を通ってなくても対応可能だということで、ここはもう撤去する方針でございます。
3:25:25	機器ドレン等の排水配管に関しては、もちろんこの取水ピットスクリーン室側に続いている配管は撤去するんですけども、排水ラインはどこかに、
3:25:36	持ってくる必要があるので、そこは上に上げて移設するというような計画でございます。いずれにせよですね津波が流入するような経路は、
3:25:48	ならないような、そういった計画でいます。
3:25:54	規制庁の石田です。了解しました。なのでちょっと撤去と移設っていうのと、2種類あるのであれば、それはちょっと見直しをいただければと思います。
3:26:05	これはどこ。
3:26:07	確認というか教えていただきたいことになるんですけども、
3:26:12	用水配管とですね、将来の、いわゆる配管ですね、これは
3:26:19	待ったくしの認識だと。
3:26:22	原子炉補機冷却海水ポンプなんかのメンテナンス人がですねえと洗淨、
3:26:29	洗淨メンテナンス用にですねこれらの用水であったり、空気配管、必要だというふうな理解をしているんですけどこういうものが不要であっても問題ないというふうな整理をされているんでしょうか。
3:26:43	北海道電力の植田ですすみません説明がちょっと足りてなくて申し訳ないんですけども、この原子炉器冷却海水ポンプエリア内の配管はそのまま保持するつもりです。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:26:55	取水ピットスクリーン室側に抜けてるところの要は取水ピットスクリーン室の中の除じん設備とかですねそちらの清掃とかに使ってます配管の部分に関して撤去し、して、
3:27:07	津波というところに関しては開発部止水装置原子炉容器冷却海水ポンプエリアの中は止水、フランジ閉止フランジ等を入れて、
3:27:18	そちら側に行かないようにすると、そういった改造を施すことで、演技してしまうと、そういった環境なってますので、SWP等の
3:27:28	点検等には影響出ないような、そういう計画でございます。
3:27:34	規制庁西田です。わかりました。であればあわせて2-2-10 図もですね、撤去の対象になるところがどうかって、これはそうか。
3:27:44	四角で破線で囲まれてるところが撤去対象の場所っていうことですかね。
3:27:52	サイトウ電力の上田ですその通りで、今、ここの図で示している点線の部分が、撤去する場合は、残ってる部分は実線にしてると、そういった記載にさせていただきます。
3:28:06	了解しました。本文の方、撤去或いは移設というふうなところの書き分けをお願いします。
3:28:14	私からは以上です。
3:28:17	電力の上田です。ご指摘承知しました修正いたします。
3:28:27	すいません規制庁タダウチです。まあ、ちょっとこんなことまで想定しなきゃいけないのかどうか、ちょっと一応確認なんですけど。
3:28:35	資料を、
3:28:37	3-2の5条-別添1-2-2の30ページ、
3:28:45	河川からの取水配管っていうのがあるんですけども、うちのちょっと最初に確認するのは、中、ここにあるズーがあって、緑色のライン、中継ポンプ室からズーっと来てるんですけども、
3:29:02	アクセスルートトンネル内を通過して敷地内に入り込みます。
3:29:07	地中埋設しますよなんていうくだりがその上のところのんとこあるんですけど、アクセスルートトンネル内は地中じゃなくってトンネル内をむき出しの配管が、
3:29:17	じゃなくって、これも地中、
3:29:20	ということ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:29:21	北海道電力の上田です。今のアクセスルートトンネルを製作してるんですけども、この原水槽配管はですねトンネルの下部分を通ると、トンネルの中の土地、地下部分、
3:29:35	を通るようなそういった位置付けになってますので、地中埋設には川ではない形になります。
3:29:56	永吉規制庁のタダウチとわかりましたそれ、それでこれ緑のラインが敷地に入ってからこれは原水タンクの方に行くのかどうかちょっとわかんないですがそこもむき出しではなくって、ズーツと地中配管でいくっていう感じですか。
3:30:13	北海道電力の江田です。
3:30:16	敷地の中に入ってきた段階です地下ダクトのところに接続されてますんで、そういった意味では地下ダクトの中を配管が通ると、そういう状況になります。
3:30:29	ちょっと足達ですはいわかり配置の状況はわかりました。
3:30:32	その上で
3:30:36	仮にですねこれでクラスのこれ配管っていう位置付けですよ。
3:30:42	ということでですね地中埋設部はそれなりに何か強くて、地上に出た部分がどう、どうかかわからないんですけども、
3:30:52	中継ポンプ室が津波で水没してますよっていう状況の時に、
3:30:59	辛うじてその敷地内に入ってる場所だけが破断してしまっ、
3:31:06	こっちの方に津波の水が押し寄せるみたいな話って想定はされるんですか。いやどうなのかなと思ってですね。
3:31:17	例えば34ページの方を見るとアクセストンネルの断面図、工程に応じた断面図があるんですけども、出入口の防潮で外側の高台の方が一番高くて出入口が低いってずっと勾配が、
3:31:30	敷地側についてるんですけども、
3:31:34	サイフォン効果でこっちまで流れてくるみたいな想定されるんですかそれとも途中でブレーカーつけるサイホンブレーカーみたいなついたりするんですかそんなことあったりするんですかそれとも管路の。
3:31:46	抵抗が高いから読むやそこまで流れませんか、破断するときにはそこら辺めちやくちやになってるからこんなものは流れてこないですよというのか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:31:55	何か説明できたりしますか。いやあらゆるその外からの流路って いうことかというと、どうかねかような通り防ぎますっていうこと が説明は必要かと思うんですけども。
3:32:05	ここまで想定するかどうかは別問題として、茶津側に入ったもの が敷地内に入ってこないですよって説明してそこら辺は、何かお 考えあったりするんですが、何か遮断弁がありますとかね。
3:32:18	しかもトンネル区間の上流側にとかね。
3:32:22	下流が入ってきたら、もう敷地内にまで入ってきますよねって話 になりかねないかなっていう感じます。これ管路がそれなりの体 制があるっていうものかと思うんですけども。いやどういふ うに壊れるかなんて想定できないんで、
3:32:38	そこら辺何か説明できますか。
3:32:47	北海道電力の村島です。
3:32:49	現状の想定としましてわあアノ中継ポンプ室Ⅱ、ポンプの出口ラ インが、気中に出ている配管でございますので、
3:33:00	その他のところは基本的に土中埋設になっております。土中埋設 の範囲の中で破損を想定すると、もうここは多分ツーツーの範囲 ではなくて、もう埋没してしまうような、
3:33:15	感じになると思いますので、経路として考える時には中継ポンプ 室の気中の配管が切れると、いうことを想定すると、その上で、
3:33:28	敷地への流入という観点では敷地に入ってきて10メートル盤を土 中埋設から地下のトレンチの接続、
3:33:38	ここまでは想定はできるかなと思います。ただ、先ほどタダウチ さんからコメントをいただいた通りですね、単純には管路の圧損 かなりでかい。
3:33:49	と思っておりますので、津波の影響で、間を走って行って敷地の中に 流入するという観点。では、単純な評価ですね間ラーソンで抵抗 出してあげればですね出るかなと思っておりますのでそこは見たいと 思っています。
3:34:08	すいません規制庁戸田です。最悪だから津波の中継ポンプ室で破 断するとすれば中継ポンプ場での津波の高さと、
3:34:18	敷地そのピット内の高低差だけで、要は、磯金川そうするって原 動力になるんでそれに対する管理抵抗が抵抗できるかどうか。
3:34:28	抵抗できなければ、流れてしまうかもしれない。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:34:31	という話かなって感じだと思ってますけれどもそこら辺は、確認は後で敷地内に入るかどうかという、説明いただけるということでしょうか。
3:34:42	はい。北海道電力村島ですご指摘承知いたしました。今の中継ポンプ室から敷地内破断を想定する箇所までの流入の確認に関しましては改めてご説明させていただきたいと思います。以上です。
3:35:03	規制庁藤原です。それでは規制庁側から、
3:35:07	国、
3:35:08	よろしいですか。はい。
3:35:11	今日のコメントの確認の方に移りたいと思います。
3:35:16	コメント回答したやつですね資料がこれは、3の、
3:35:21	4かな。
3:35:23	に基づきまして、
3:35:27	ナンバー25。
3:35:29	ちょっとページ数は省略します。ナンバー25についてはこれイトウ量というふうにさせていただきます。
3:35:39	ナンバー39 これ私が言ったやつですかね。
3:35:43	もちろん今日その営業排水配管とか空気配管についてはとせ説明があったということでとりあえず量にします。
3:35:52	ナンバー57番、
3:35:57	これも私ですか。はい。ゴジラも量です。
3:36:00	116番、これは、
3:36:04	貫通部止水板ってどう水撃に設置する云々、
3:36:08	貫通部ですねこれはもうなくなったということで、
3:36:11	拝領にします。
3:36:13	その次が、つまり、
3:36:23	291万か。
3:36:25	6条の中での、さっきのタダウチのコメントがあった専用動画に取水してるものについてはこれはさっきのタダウチのコメントが、新たに設定
3:36:37	それ一ますので、一応20、200入れちゃなんかをちゃんと説明してくださいってということと、あと、ほかにも流入経路はないか。
3:36:48	網羅的に確認してくださいって話だったんですけどこれ他にも同じような流入経路ってないんですけど。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



3:36:56	北海道電力の植田です。この原水配管の話が出てから、すん目を皿のように必死に探しましたが、何とか他に流入経路はないという結果になってございます。
3:37:11	はい規制庁志田ですわかりました。そしたらですねこの回答概要欄にですね、一応コメント内容で、また網羅的に確認することってなった書いてますのでそれが、
3:37:22	確認したというふうな文章を付け加えて、290 じゃとりあえず済みにして今日出たタダウチのコメントは、それは新規でやっていただけるようお願いします。
3:37:32	はい。本日のコメントの回答については以上とします。北海道電力から何か今日のヒアリングについて何か確認したいこととかございますか。
3:37:51	ちょっとお待ちください。
3:38:47	規制庁藤原です。238 については、
3:38:51	津波防護バウンダリをどこになるのか。
3:38:54	整理し説明すること。これは今日宮本が言った内容を改めて整理した上で説明ください。要は、
3:39:04	何だっけな、※書きで、
3:39:07	書いてるやつはそもそもバウンダリを変えました。
3:39:11	ていうこと話ですよそれちょっと
3:39:13	やっていただけてから驚見にさせていただけるようお願いします。一応図示はされてますけど改めて、
3:39:19	やっていただけるお願いしますいいですか。
3:39:23	はい。継続扱いでは、
3:39:26	そしたらはい。
3:39:29	大丈夫。はい。
3:39:31	はい。北海道電力からそれ以外はございません。
3:39:35	今日の日有賀以上とします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。